

学 生 便 覧

令和 4 年度

学校法人 久木田学園

久木田学園看護専門学校

目 次

設立の趣旨	1
校 訓	2
教育理念・アドミッションポリシー	4
教育目的・教育目標・用語解説	5
学年別到達目標	7
主要概念の定義	9
教育計画体系	10
教育課程の構造図	11
学 則	12
授業科目及び単位数	21
学則施行細則	24
図書管理規定	34
施設管理規定	35
学 生 心 得	37
諸届・願様式	52
後援会会則	60
校 歌	62

設 立 の 趣 旨

本校は、看護師になるために、最も進歩した医学や看護学、看護技術を学ばせ、深い教養と豊かな人間性の育成に重点をおき、有能な看護師を育成することを目的として、平成5年4月1日に設立されました。

また、本校の特色として、東洋医学を取り入れ、東西両医学の知識を備えた看護専門職者の育成をめざしています。

さらに、卒業後志願するときは、保健師・助産師学校、大学編入学等の道も開かれています。

校 訓

人間愛

「人間愛」については、「他の人とのかかわりの中で、温かい人間愛の精神を深め、これを身に付けさせることは人間としてきわめて大切なことである。人間愛の精神は、互いの存在を、強さも弱さも持ち合わせた生身の人間として、丸ごと肯定的に受け止めようとする思いが普遍化されたものである。それは人間を尊重する精神、生命に対する畏敬の念に基づく人間理解を基盤として、他の人に対する思いやりの心を通して具現化される。すなわち、他の人の立場を尊重しながら、親切にし、いたわり、励ます生き方として現れる。」としています（学習指導要領）。もっと簡単に言うと、「人間愛」とは、「人間を信じ、尊重し、あたたかく慈しみ、優しく思いやり、育む。」ことであると言えます。

看護師を目指す皆さんは、本学校で、看護師として要求される幅広い知識と技術を修得していきます。そして、国家資格を取得したのち、様々な施設で看護師として、病気やケガなどで治療を必要としている人やその人の家族と直接関わっていきます。看護師は、治療を必要としている人に対しては、あたたかい慈しみや優しい思いやりの心をもって病気やケガの回復に向けて一緒に頑張っていく、家族の心配や不安に対しては、優しく寄り添ってその心配や不安を和らげていく職業です。このように看護師という職業は、生身の人間と直接関わることができる、すばらしい職業の一つであると言えます。

このようなことから、本学校では、「あなたのやさしさを仕事にできる。」看護師を目指して、一緒に頑張りましょうとの思いから「人間愛」を校訓の一番目に掲げております。

独立自尊

医療の中で人を診るのは、その人をより深く理解しようとすることであり、治療するのはその人の人間性もより豊かにしてあげることだ、という理念のもとに姉妹校である鹿児島鍼灸専門学校の前代校長久木田伊助が掲げた言葉です。心身の健康と人間の尊重を確立した人でなければ、人を診て治療するまでの一貫した流れを任せることはできません。校訓には、「治療家は自ら健康を保ち独立し、自身の尊厳を高めていく。」という意味も込められています。

本学校では、この独立自尊の校訓のもとに、「看護の対象である人間を身体的・精神的・社会的・霊的に統合された生活者として理解できる能力を養う。」や「豊かな感性を持ち、共感的態度及び倫理に基づいた行動ができる能力を養う。」などを教育目標に掲げております。そして、本学校での学習や実習をとおして幅広い知識と技術を修得し、看護師を目指す皆さんが、看護を必要としている人やその家族に対して、自信と誇りをもってやさしく寄り添えるような看護師になってほしいとの思いを込めております。

学如不及

孔子と彼の高弟の言行を、孔子の死後、弟子たちが記録した書物である「論語」の泰伯第八の中の「子曰、学如不及 猶恐失之（子曰く、学は及ばざるが如くするも猶お之を失わんことを恐る。）」から採った言葉です。意識すれば、「学問というものは奥が深いものであり、学んでも学んでもその意味を理解したり真髓を極めたりすることは難しいものである。そのため、まだまだ自分は十分でないという謙虚な思いを持ち続けて勉強することが大事であるが、長い年月の中では、学ぶという謙虚な思いを見失う心配があるものである。」ということです。本学校では、常にこの意味をかみしめて毎日の勉強に臨んでもらいたいという気持ちと、本学校で学んだ看護についての基礎知識、技術を基本として、謙虚な気持ちで一生涯勉強してほしい、そのことを通じて、社会の様々なニーズに柔軟に対応できる「看護師」として幅広く活躍してほしい、という願いを込めています。

教 育 理 念

本校は、「人間愛」「独立自尊」「学如不及」の精神を基盤にし、豊かな人間性を育み、専門職業人としての主体的学びと自己研鑽の継続ができる看護師を育成する。

また、変化する社会情勢、医療ニーズの多様化の中では、対象の多様性・複雑性に応じ高度な専門知識、看護実践能力や看護の創造性が必要とされる。看護の専門性を発揮しながら多職種と連携・協働ができる能力、より良い人間関係を形成するためのコミュニケーション能力が求められる。

本校の教育課程では、質の高い看護師の養成を目指すとともに、専門的知識・技術を有し、人を生活者として捉え、人々の多様な価値観を理解する。

そのうえで、科学的根拠に基づいた看護実践に必要な基礎的能力を養い、倫理に基づいた行動がとれる看護師、さらに看護の発展に貢献できる人材を育成することを目指す。

アドミッションポリシー（入学生の受け入れ方針）

「人との関係を作りながら自分のなりたい看護師像に向かい、諦めずにやり抜くことができる人」

具体的には、以下のような人を受け入れる。

1. 看護師になりたい意思がある。
2. 学習の基礎となる学力、思考力、体力を有している。
3. 人に関心を持ち、やさしさ、思いやりを持って人とかかわることができる。
4. 自身を成長させるために自ら学び、努力することができる。
5. 協調性があり、同じ目標に向かって行動できる。

教育目的

豊かな人間性を育み、あらゆる人々へ看護を提供するために、必要な専門的知識・技術を学び、主体的に看護を探究し続ける姿勢をもち、より質の高い看護が実践できる人材を育成する。

教育目標

1. 看護の対象である人間を身体的・精神的・社会的・霊的に統合された生活者として捉えることができる。
2. 豊かな感性をもち、より良い人間関係を築くためのコミュニケーション能力を身につけることができる。
3. 人間愛を基盤とし、倫理に基づいた行動ができる。
4. 科学的根拠に基づく臨床判断能力や看護実践を行うための基礎的能力を身につけることができる。
5. 多様な場で生活する人々のあらゆる健康上の課題に対応し、その人らしい生活ができるよう支援する基礎的能力を身につけることができる。
6. 保健・医療・福祉制度を理解し、看護専門職として多職種と連携・協働できる基礎的能力を身につける。
7. 多様化する社会のニーズに対応できるよう、社会人基礎力を身につけ専門職業人として自己研鑽し続ける態度を身につけることができる。

用語解説

専門職者：① 大きな個人の責任を伴う知的操作が本質的に含まれている。
② 自分の実施した看護には、個人としての責任を持つ。
③ 常に新しい知識を吸収し、看護に関する知識の環境・技術の向上のために研究を実施し、あるいは研究に努力する。
④ 単に学問的理論的でなく、目的において明らかに実際的事であること。
⑤ 社会のニーズに応えるべく継続的な教育訓練を受ける。
(アブラハム・フレックスナーとウィトアム・クードの専門職の基準より)

社会人基礎力：① 職場や地域社会で多様な人々と仕事をしていくうえで必要な力。
② 人と人との関係性の中で育ち、伸ばすことができるもの。
③ 様々な経験や活動を通して相互に影響し合いながら高まる。
④ 3つの能力と12の構成要素から成り立ち、それぞれは「人」「課題」「自分」に属する。

臨床判断能力：① 患者のニーズ、関心ごと、健康問題を捉えて解釈する。
② 患者を統合的に捉え、看護行為を行うかどうか判断・実施する。
③ 対象者からの反応を捉えて、「省察」し、適切と思われる新たな行為を即興的に行う。
④ 「気づき」「立ち止まる」「踏み込む」

教育目標・期待される卒業生像

教 育 目 標	期 待 さ れ る 卒 業 生 像
<p>1. 看護の対象である人間を身体的・精神的・社会的・霊的に統合された生活者として捉えることができる。</p>	<p>1. 人間を身体的・精神的・社会的・霊的に統合された存在として理解できる。</p> <p>2. 人間を個人・家族・集団・地域社会の中で生活を営む存在として理解できる。</p> <p>3. 看護の対象の成長発達段階を理解できる。</p> <p>4. 看護の対象の健康水準が理解できる。</p>
<p>2. 豊かな感性をもち、より良い人間関係を築くためのコミュニケーション能力を身につけることができる。</p>	<p>1. 豊かな感性を身につけ、心身共に調和がとれている。</p> <p>2. 自己の傾向を振り返り、自己洞察ができる。</p> <p>3. 他者理解ができ、信頼関係を基盤とした人間関係を築くことができる。</p> <p>4. 信頼関係を築くために、受容・共感・傾聴のコミュニケーション技術を活用できる。</p> <p>5. 自己課題を明確にし、より良い人間関係が構築できる。</p>
<p>3. 人間愛を基盤とし、倫理に基づいた行動ができる。</p>	<p>1. やさしさ、思いやりを持ち、対象に関わることができる。</p> <p>2. 生命の尊厳について理解し、人間尊重に基づいた倫理観を持ち、行動できる。</p> <p>3. 看護倫理の6つの原則に基づいた行動がとれる。</p> <p>4. 社会人・専門職業人としての自覚を持ち、責任ある態度が身についている。</p>
<p>4. 科学的根拠に基づく臨床判断能力や看護実践を行うための基礎的能力を身につけることができる。</p>	<p>1. 看護実践に必要な知識・技術・態度が身についている。</p> <p>2. あらゆる場面において常に問題意識を持ち、観察する力が身についている。</p> <p>3. 科学的根拠に基づき、状況に応じた判断ができる能力が身についている。</p> <p>4. 対象の状態に合わせて、安全・安楽・自立/自律に留意しながら看護が実践できる。</p>
<p>5. 多様な場で生活する人々のあらゆる健康上の課題に対応し、その人らしい生活ができるよう支援する基礎的能力を身につけることができる。</p>	<p>1. 地域包括ケアシステムの観点から、多様な場における看護の機能と役割について理解できる。</p> <p>2. 対象を地域で生活する人として捉え、健康上の課題が理解できる。</p> <p>3. 地域社会の中でより良い生活ができるための支援が理解できる。</p>
<p>6. 保健・医療・福祉制度を理解し、看護専門職として多職種と連携・協働できる基礎的能力を身につけることができる。</p>	<p>1. 保健・医療・福祉制度と各専門職の役割について理解できる。</p> <p>2. 多職種の中で、看護職の役割や責任が理解できる。</p> <p>3. チームの一員として多職種と連携し、協働することができる。</p>
<p>7. 多様化する社会のニーズに対応できるように、社会人基礎力を身につけ専門職業人として自己研鑽し続ける態度を身につけることができる。</p>	<p>1. 国際的視野を持ち、国内外の社会の動向に関心を持つことができる。</p> <p>2. 社会人基礎力を基盤に、自律した人材として社会に貢献できる基礎的能力が身についている。</p> <p>3. 看護専門職業人として誇りを持ち、看護を探求し続ける方法と重要性が理解できる。</p> <p>4. 自己の看護観をもつことができる。</p>

学年別到達目標

教 育 目 標	1 年 次	2 年 次	3 年 次
1. 看護の対象である人間を身体的・精神的・社会的・霊的に統合された生活者として捉えることができる。	1. 人間を身体的・精神的・社会的・霊的に統合された存在として捉える必要が理解できる。 2. 人間を個人・家族・集団・地域社会の中で生活を営む存在として理解できる。 3. 人間の成長発達段階や健康水準について理解できる。	1. 看護の対象を身体的・精神的・社会的・霊的側面から生活者として理解できる。 2. 看護の対象の成長発達段階や健康水準の特徴が理解できる。	1. 看護の対象を身体的・精神的・社会的・霊的側面から生活者として捉えることができる。 2. 看護の対象の成長発達段階や健康水準を理解できる。
2. 豊かな感性をもち、より良い人間関係を築くためのコミュニケーション能力を身につけることができる。	1. 自然・文化・芸術に興味・関心を持つことができる。 2. 自己を振り返り、自己の傾向を知ることができる。 3. 人間関係を築くためにコミュニケーションを図ることができる。 4. 学校生活の中で適切なコミュニケーションが図れる。	1. 自然・文化・芸術に興味・関心を持ち、感性を高めることができる。 2. 自己理解を深め、他者の理解に努めることができる。 3. 看護場面において、様々なコミュニケーション技術を用いることができる。 4. 人間関係を形成するために様々なコミュニケーション技術を用いることができる。	1. 豊かな感性を身につけ、心身共に調和がとれる。 2. 他者理解を深め、多様な価値観をもつ対象にかかわることができる。 3. 看護場面のコミュニケーションを振り返り、自己洞察を深めることができる。 4. 様々なコミュニケーション技術を用いて、より良い人間関係を築くことができる。
3. 人間愛を基盤とし、倫理に基づいた行動がとれる。	1. 生命倫理・看護倫理について理解できる。 2. やさしさ思いやりをもって他者と関わることができる。	1. 看護倫理について理解を深め、看護場面における倫理敵行動について理解できる。 2. 倫理の原則を理解し、対象を尊重した態度がとれる。	1. 看護倫理に基づいた行動がとれ、社会人・専門職業人の自覚をもち、責任ある行動がとれる。
4. 科学的根拠に基づく臨床判断能力や看護実践を行うための基礎的な能力を身につけることができる。	1. 看護に必要な基礎的知識・理論を学び、根拠に基づいた技術が習得できる。	1. 看護援助を考える際、理論の活用や根拠に基づいた援助を考えることができる。 2. 気づき、解釈、応答、省察の過程がわかる。	1. 対象への看護援助について既習知識を活用して判断し実施した援助を省察できる。
5. 多様な場で生活する人々のあらゆる健康上の課題に対応し、その人らしい生活ができるよう支援する基礎的な能力を身につけることができる。	1. 健康に関する社会情勢に興味・関心を持つことができる。 2. 地域の特徴を理解できる。 3. 対象の望む生活について興味・関心を持つことができる。	1. 対象の健康維持、健康回復に対する具体的援助を考えることができる。 2. 地域で生活する対象に対しての支援について理解できる。	1. 対象が地域でより良い生活をするための健康上の課題に焦点をあて、具体的に提案することができる。 2. 対象の状態に合わせて、安全・安楽・自立/自律に留意しながら看護が実践できる。

教 育 目 標	1 年 次	2 年 次	3 年 次
<p>6. 保健・医療・福祉制度を理解し、看護専門職として多職種と連携・協働できる能力を身につけることができる。</p>	<p>1. 各専門職種の機能と役割について理解できる。 2. 多職種が連携し協働する意義について理解できる。</p>	<p>1. 各専門職の機能と役割を理解し、多職種が連携して協働する具体的方法を考えることができる。 2. 多職種と積極的にコミュニケーションを図ることができる。</p>	<p>1. 多職種が連携して地域で生活する人々に関わる必要性が理解できる。 2. 地域で生活する対象に多職種と連携を図りながら援助の実践ができる。</p>
<p>7. 多様化する社会のニーズに対応できるよう、社会人基礎力を身につけ専門職業人として自己研鑽し続ける態度を身につけることができる。</p>	<p>1. 多様な文化・価値観の存在を理解し、国内外の出来事に興味・関心をもつことができる。 2. 指示された課題に自ら取り組むことができる。 3. 自己の課題の解決に向けて積極的に解決するための行動がとれる。</p>	<p>1. 世界情勢に興味・関心を持ち、国内外の出来事に興味・関心をもつことができる。 2. 学習課題を自ら発見し取り組むことができる。 3. 自己の課題解決のために他者の様々な価値観を認めながら、解決方法を見出す。</p>	<p>1. 国際的視野をもち、社会の動向に関心を持つことができる。 2. 社会人基礎力を身につけ、社会に貢献できる基礎的能力が身についている。 3. 自己の看護観を持つことができる。 4. 看護専門職人として誇りを持ち、看護を探究し続ける方法と重要性が理解できる</p>

主要概念の定義

〈人間〉

- ・人間は身体的・精神的・社会的・霊的に統合された存在である。
- ・人間は信念・価値観など固有の自己概念を有する存在である。
- ・人間は家族・集団・地域・社会の中で生活を営んでいる。
- ・人間は基本的人権を持ち、尊厳が守られなければならない。
- ・人間は発達段階に応じた課題を持ち、成長していく存在である。

〈環境〉

- ・環境には、内部環境(生体内の恒常性)と外部環境(物理的環境、社会環境)がある。
- ・環境とは人間を取り巻くすべてのもので、常に変化し、相互に影響を及ぼす因子である。
- ・社会は、人間がよりよく生きていくために法律・文化・政治・経済・教育・医療・福祉・などの機能を持っている。
- ・環境は、人間を取り巻く社会(個人・家族・集団・地域)を含んでいる。

〈健康〉

- ・健康とは、人間の生活が身体的・精神的・社会的に調和のとれている状態であり、それぞれの条件の中で、その人の持つ可能性を最大限に発揮することを目指すものである。
- ・健康の認識は、個人によって異なるものである。
- ・健康は、環境とのダイナミックな相互作用により絶えず変化するものである。
- ・健康は、学習によって自己管理することで予防・促進できる。
- ・健康は、連続的・流動的なものである。
- ・健康は、人間が生きていくうえでの基本的権利であり、保健・医療・福祉社会の中で保障される。

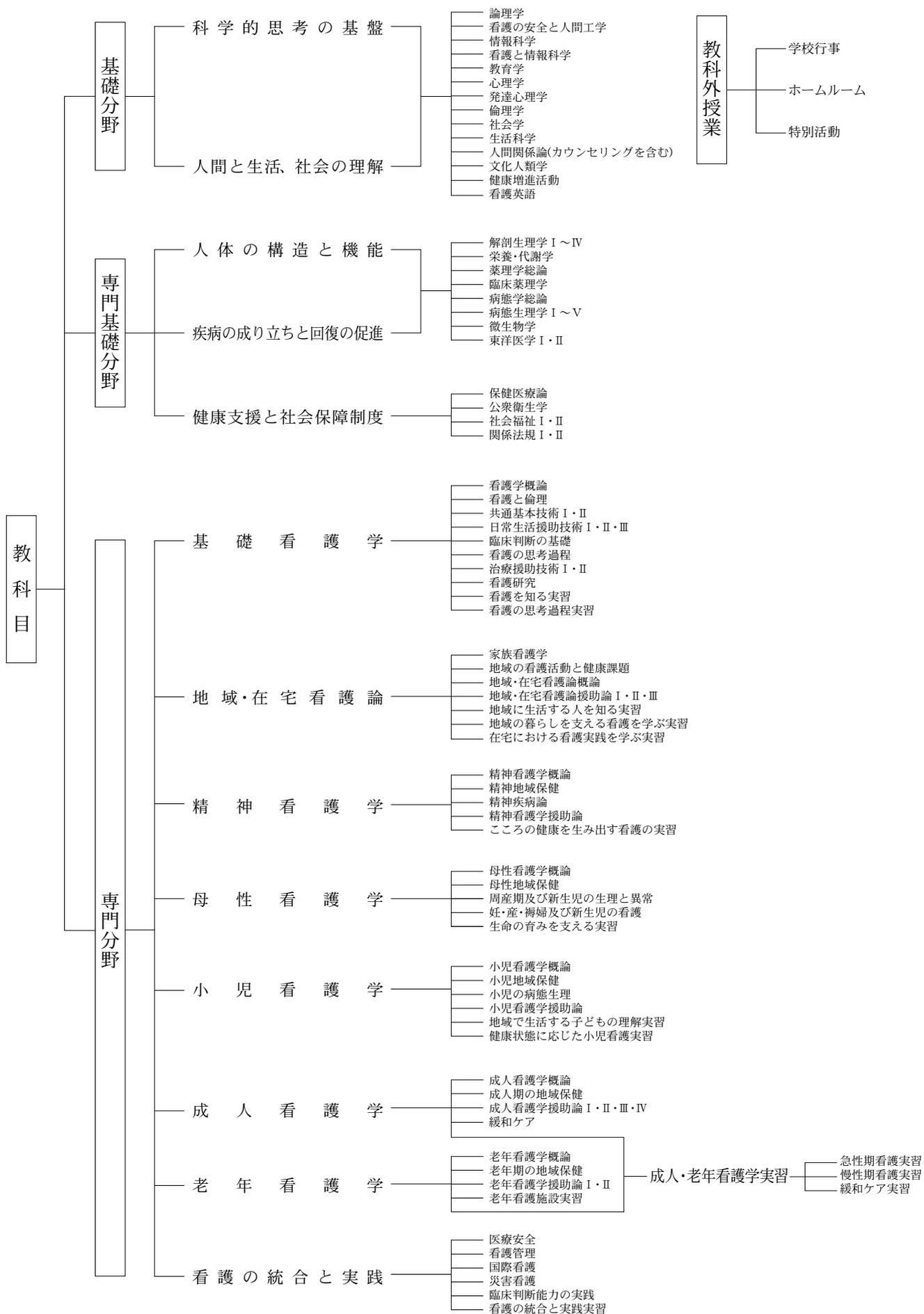
〈看護〉

- ・看護は、地域で生活する様々な健康段階と発達段階にある人々を対象とする。
- ・看護とは、生命力の消耗を最小限にするようすべての生活を整えることである。
- ・看護は、専門職としての科学的根拠に基づいた知識・技術・態度を包括した独自の機能を有するものである。
- ・看護は、人間対人間のかかわりを基盤とし、相互作用によって深まる。
- ・看護とは、専門職として独自の機能を持ち、保健・医療・福祉チームの一員として協働するものである。
- ・看護は、専門職としての倫理観を持ち、責任を果たすものである。

〈教育〉

- ・教育とは望ましい人格形成・道徳観・倫理観などを身につけさせるものである。
- ・教育とは、学習者の可能性を最大限に引き出し、主体的に学べるよう環境を整えることである。
- ・教育とは、社会背景の影響を受けるものである。
- ・教育は、学習者と教育者との相互作用のなかで、ともに成長していく過程である。
- ・教育は、自ら学び続ける力を育てることである。

教育計画体系



教育課程の構造図

	人間を全人的に理解する力	人や社会と関係を築く力	人間としての尊厳と権利を擁護できる力	根拠に基づいた看護実践力	地域社会で生活する人を援助する力	多職種と連携・協働できる力	社会人基礎力
専門分野	【成人看護学】 ・成人看護学概論 ・成人期の地域保健 ・回復期看護 ・慢性期看護 ・急性期看護 ・緩和ケア	【老年看護学】 ・老年看護学概論 ・老年期の地域保健 ・老年看護学援助論Ⅰ ・老年看護学援助論Ⅱ ・老年看護施設実習	【母性看護学】 ・母性看護学概論 ・母性地域保健 ・周産期及び新生児の生理と異常 ・妊・産・褥婦及び新生児の看護 ・生命の育みを支える実習	【小児看護学】 ・小児看護学概論 ・小児地域保健 ・小児の病態生理 ・小児看護学援助論 ・地域で生活する子どもの理解実習 ・健康状態に応じた小児看護実習	【看護の統合と実践】 ・医療安全 ・看護管理 ・国際看護 ・災害看護 ・臨床判断能力の実践 ・看護の統合と実践実習		
	【成人・老年看護学実習】 ・緩和ケア実習 ・慢性期看護実習 ・急性期看護実習						
	【精神看護学】 ・精神看護学概論 ・精神疾病論 ・精神看護学援助論 ・こころの健康を生み出す看護の実習			【地域・在宅看護論】 ・家族看護学 ・地域の看護活動と健康課題 ・地域・在宅看護論概論 ・地域・在宅看護論援助論Ⅰ ・地域・在宅看護論援助論Ⅱ ・地域・在宅看護論Ⅲ		・在宅における看護実践を学ぶ実習 ・地域で生活する人を知る実習 ・地域の暮らしを支える看護を知る実習	
【基礎看護学】 ・看護学概論 ・看護と倫理 ・共通基本技術Ⅰ ・共通基本技術Ⅱ ・日常生活援助技術Ⅰ ・日常生活援助技術Ⅱ ・日常生活援助技術Ⅲ ・臨床判断の基礎 ・看護の思考過程 ・治療援助技術Ⅰ ・治療援助技術Ⅱ ・看護研究 ・看護を知る実習 ・看護の思考過程実習							
専門基礎分野	人体の構造と機能	疾病の成り立ちと回復の促進				健康支援と社会保障制度	
	・解剖生理学Ⅰ ・解剖生理学Ⅱ ・解剖生理学Ⅲ ・解剖生理学Ⅳ	・栄養・代謝学 ・薬理学総論 ・臨床薬理学 ・病態学総論 ・病態生理学Ⅰ(呼吸器系・循環器系) ・病態生理学Ⅱ(消化器系・内分泌・代謝系・免疫系) ・病態生理学Ⅲ(脳神経系・骨格系・筋系) ・病態生理学Ⅳ(腎・泌尿器系、血液・造血器系) ・病態生理学Ⅴ(感覚器系・女性生殖器系) ・微生物学 ・東洋医学Ⅰ ・東洋医学Ⅱ				・保健医療論 ・公衆衛生学 ・社会福祉Ⅰ ・社会福祉Ⅱ ・関係法規Ⅰ ・関係法規Ⅱ	
基礎分野	科学的思考の基盤	人間と生活・社会の理解					
	・論理学 ・看護の安全と人間工学 ・情報科学 ・看護と情報科学	・教育学 ・心理学 ・発達心理学 ・倫理学 ・社会学				・生活科学 ・人間関係論 ・文化人類学 ・健康増進活動 ・看護英語	

學 則

学校法人 久木田学園

久木田学園看護専門学校 学則

目 次

- 第一章 総則（第1条～第3条）
- 第二章 課程、学生定員及び修業年限（第4条～第6条）
- 第三章 学年、学期及び休業日（第7条～第9条）
- 第四章 入学、休学、復学、退学及び除籍（第10条～第20条）
- 第五章 転入学、転学（第21条～第22条）
- 第六章 教育課程（第23条）
- 第七章 学習の評価並びに単位の認定（第24条～第25条）
- 第八章 卒業（第26条～第28条）
- 第九章 賞罰（第29条～第30条）
- 第十章 健康管理（第31条）
- 第十一章 入学金及び授業料等（第32条～第34条）
- 第十二章 職員組織及び運営（第35条～第36条）
- 第十三章 雑則（第37条）

第一章 総 則

(設置目的)

第1条 学校法人久木田学園 久木田学園看護専門学校（以下「本学校」という。）は、看護師として必要な知識及び技術を教授し、社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 本学校は、学校法人久木田学園が設置するものとし、その名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 久木田学園看護専門学校
- (2) 位 置 鹿児島県鹿児島市高麗町 37 番 5 号

(学校評価)

第3条 本学校は、その教育の一層の充実を図り、本学校の目的及び社会的使命を達成するため、本学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学校は、自己評価結果を踏まえ、本学校の関係者等による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を教育活動等に活用するとともに公表するものとする。

3 前2項に定める自己評価及び学校関係者評価の実施並びに結果の公表について必要な事項は、別に定める。

第二章 課程、学生定員及び修業年限

(課程、学科及び学生定員)

第4条 本学校の課程、学科及び学生定員は、次のとおりとする。

課 程	学 科	入学定員	総定員	備 考
医療専門課程	看護学科(3年課程)	40人	120人	全日制

(修業年限)

第5条 修業年限は3年とする。

(在学年限)

第6条 学生は、6年を超えて在学することはできない。

2 第21条第1項の規定により転入学した者は、同第2項に定められた就学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することはできない。

第三章 学年、学期及び休業日

(学年)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 季節休暇（春季休暇 3週間、夏季休暇 5週間、冬季休暇 2週間）

2 学校長は、必要により前項の休業日を変更し、又は、臨時に休業日を定めることができる。

3 学校長は、教育上必要があり、かつ、やむを得ぬ事情があるときは、第1項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

第四章 入学、休学、復学、退学及び除籍

(入学の時期)

第10条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学の資格)

第11条 本学校に入学できる者は、次の各号の1に該当するものとする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の定めるところにより、大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学志願手続)

第12条 本学校に入学を志願する者は、所定の期日までに細則で定める書類に受験料を添えて、願い出なければならない。

(入学者の選考)

第13条 入学を志願する者に対しては、学科試験及び面接試験を実施する。

2 入学者の選考は、運営委員会の議を経て学校長が決定する。

(入学手続き及び入学等の許可)

第14条 前条の選考により合格した者は、所定の期日までに入学金及び誓約書を提出しなければならない。

2 学校長は、前項の手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

(休学)

第15条 学生が病気その他の理由により休学しようとするときは、細則で定める書類を添え学校長に願い出て許可を受けなければならない。

2 学校長は、学生が病気その他の理由で特に必要があると認めたときは、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。ただし、特別な理由により学校長が認めた場合はこの限りでない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(休学期間の延長)

第16条 休学期間は、通算して3年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合には、学校長はその期間の延長を許可することができる。

(復学)

第17条 学生が復学しようとするときは、細則で定める書類を添え学校長に願い出て、許可を受けなければならない。

(退学)

第 18 条 学生が退学しようとするときは、細則で定める書類を添え学校長に願い出て、許可を受けなければならない。

(本学校の命ずる退学)

第 19 条 学校長は、次の各号の 1 に該当する者に対して、運営委員会の議を経て、退学を命ずることができる。

- (1) 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者
- (2) 成業の見込みがないと認められる者
- (3) 第 6 条第 1 項又は第 2 項に規定する期間を超えた者
- (4) 看護学生として不相当と認められる者
- (5) 授業料等を納期までに納入せず、かつ督促しても納入しない者

(除籍)

第 20 条 学校長は、次の各号の 1 に該当する者を運営委員会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 死亡の届出のあった者
- (2) 行方不明の届出のあった者

第五章 転入学、転学

(転入学)

第 21 条 転入学を志願する者は、細則で定める書類を添えて学校長へ願い出なければならない。

2 学校長は、他の看護学校（3年課程）で1年以上履修した者で、第1項に定める書類を提出した者がいるときは、欠員のある場合に限り、選考の上相当年次に転入学を許可することができる。

3 前項の規定により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに就学すべき年数については、学校長が決定する。

(転学)

第 22 条 学生が他の看護学校（3 年課程）に転学を志願しようとするときは、細則で定める書類を添え学校長に願い出て許可を受けなければならない。

第六章 教育課程

(教育課程)

第 23 条 本学校の教育課程は別表第 1 のとおりとする。

- (1) 講義及び演習については 15 時間から 30 時間をもって 1 単位とする。
- (2) 実験・実習（臨地実習を含む）及び実技については 30 時間から 45 時間をもって 1 単位とする。

第七章 学習の評価並びに単位の認定

(学習の評価)

第 24 条 学習の評価は、学科試験、臨地実習成績、出席状況等を総合して行う。

- 2 各科目の出席時間数が、所定の授業時間の 3 分の 2 以上出席した科目は、その科目について評価を受けられる。
- 3 学習の評価は、優（80 点以上）、良（70～79 点）、可（60 点～69 点）、及び不可（60 点未満）とし、可以上を合格とする。

(単位の認定)

第 25 条 前条第 3 項の規定により、合格した者に対して所定の単位を認定する。

- 2 大学卒業者等の単位は、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本学校の教育内容に相当するものと認められる場合には、本学校の履修に替えることができる。

第八章 卒業

(卒業の認定)

第 26 条 学校長は、本学校に 3 年以上在学し、第 23 条に定める授業科目の単位認定を

受けた者について、運営委員会の議を経て卒業を認定する。

2 学校長は、卒業を認定した者に対し卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第 27 条 学校長は、前条により卒業の認定を受けた者に対して、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

(資格の取得)

第 28 条 本学校を卒業した者は、看護師国家試験の受験資格が与えられる。

第九章 賞罰

(表彰)

第 29 条 学校長は、表彰に値する行為を行った学生を運営委員会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第 30 条 学校長は、本学校の規則若しくは学校長の命令に違反し、又は学生の本分に反する行為があった者は、運営委員会の議を経て懲戒する。

2 懲戒の種類は、戒告、停学とする。

第十章 健康管理

(健康管理)

第 31 条 学校長は、学生に対して1年に1回以上の健康診断を実施する。

第十一章 入学金及び授業料等

(納入義務)

第 32 条 入学を許可された者は、授業料その他の費用を納入しなければならない。

2 既納した受験料及び入学金は、原則として返還しない。

3 一旦納入した授業料等について、3月31日までに入学辞退を申し出た者には、授業料等は返還する。

(入学金、授業料等の額)

第33条 入学金、授業料等の額は次のとおりとし、詳細については細則に定める。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 受験料 | 20,000 円 |
| (2) 入学金 | 200,000 円 |
| (3) 授業料 (年額) | 540,000 円 |
| (4) 実習費 (年額) | 160,000 円 |
| (5) 施設設備費 (年額) | 220,000 円 |

(授業料等の特例)

第34条 学校長は、経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ学業が優秀であると認められる者、その他やむを得ない事情があると認められる者に係る授業料等の特例を定めることができる。

第十二章 職員組織及び運営

(職員)

第35条 本学校に次の職員を置く。

- | | |
|-------|----------------------|
| 学 校 長 | 1 名 |
| 副学校長 | 1 名 |
| 教務主任 | 1 名 |
| 専任教員 | 8 名 以上 (うち実習調整者 1 名) |
| 講 師 | 30 名以上 |
| 校 医 | 1 名 |
| 事務職員 | 2 名以上 (うち事務長 1 名) |

(運営)

第36条 学校の運営は、運営委員会、職員会議、講師会議、教務会議、実習指導者会議によって行うものとする。

第十三章 雑則

第 37 条 本学則施行に関し必要な事項は細則において定める。

附則

この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 5 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

1 平成 9 年 3 月 31 日に在学する学生は、改正後の本学則にかかわらずなお従前の例による。

附則

この学則は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

1 平成 21 年 3 月 31 日以前に入学した学生は、改正後の本学則にかかわらずなお従前の例による。

附則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

1 平成 23 年 3 月 31 日以前に入学した学生は、改正後の本学則にかかわらずなお従前の例による。

附則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

1 平成 29 年 3 月 31 日以前に入学した学生は、改正後の本学則にかかわらずなお従前の例による。

附則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

1 平成 30 年 3 月 31 日以前に入学した学生は、改正後の本学則にかかわらずなお従前の例による。

附則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

1 令和 2 年 3 月 31 日以前に在学する学生は、改正後の本学則にかかわらずなお従前の例による。

2 本学則第 33 条の受験料、入学金、授業料（年額）、実習費（年額）、施設設備費（年額）の額については、令和 3 年度の入学生から適用するものとし、令和 2 年度の入学生については、改正後の本学則にかかわらずなお従前の例による。

附則

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

1 令和 4 年 3 月 31 日以前に在学する学生は、改正後の本学則にかかわらずなお従前の例による。

授業科目及び単位数

授業内容		授業科目	単位	時間	学年		
基礎分野	科学的思考の基盤	論理学	1	15	1		
		看護の安全と人間工学	1	15	1		
	人間と生活・社会の理解	情報科学	1	15	1		
		看護と情報科学	1	30	1		
		教育心理学	1	30	1		
		心理心理学	1	30	1		
		発達心理学	1	15	2		
		倫理学	1	15	1		
		社会学	1	30	1		
		生活科学	1	30	1		
		人間関係論	1	30	1		
		文化人類学	1	15	1		
		健康増進活動	1	30	1		
		看護英	1	30	1		
基礎分野 小計			14	330			
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学 I	1	30	1		
		解剖生理学 II	1	30	1		
	疾病の成り立ちと回復の促進	解剖生理学 III	1	30	1		
		解剖生理学 IV	1	30	1		
		病態学 総論	1	30	1		
		栄養・代謝学	1	30	1		
		薬理学 総論	1	15	1		
		臨床薬理学	1	30	1		
		病態生理学 I	1	30	2		
		病態生理学 II	1	30	2		
		病態生理学 III	1	30	2		
		病態生理学 IV	1	30	2		
		病態生理学 V	1	30	2		
		微生物学	1	30	1		
		東洋医学 I	1	15	1		
		東洋医学 II	1	15	2		
		小計			16	435	
		健康支援と社会保障制度	保健医療論	1	15	2	
			公衆衛生学	1	15	2	
社会福祉 I	1		15	1			
社会福祉 II	1		15	2			
関係法規 I	1		15	1			
関係法規 II	1		15	3			
小計			6	90			
基礎分野 小計			22	525			
専門分野	基礎看護学	看護学概論	1	30	1		
		看護と倫理	1	30	2		
	基礎看護学	共通基本技術 I	1	30	1		
		共通基本技術 II	1	30	2		
		日常生活援助技術 I	1	30	1		
		日常生活援助技術 II	1	30	1		
		日常生活援助技術 III	1	30	1		
		臨床判断の基礎	1	15	1		
		看護の思考過程	1	30	2		
		治療援助技術 I	1	30	2		
		治療援助技術 II	1	15	2		
		看護研究	1	30	2		
小計			12	330			

授 業 内 容		授 業 科 目	単 位	時 間	学 年
専 門 分 野	地 域 ・ 在 宅 看 護 論	家 族 看 護 学	1	15	2
		地 域 の 看 護 活 動 と 健 康 課 題	1	30	1
		地 域 ・ 在 宅 看 護 論 概 論	1	15	2
		地 域 ・ 在 宅 看 護 論 援 助 論 I	1	15	2
		地 域 ・ 在 宅 看 護 論 援 助 論 II	1	30	2
		地 域 ・ 在 宅 看 護 論 援 助 論 III	1	15	2
	小 計		6	120	
	精 神 看 護 学	精 神 看 護 学 概 論	1	30	1
		精 神 地 域 保 健	1	15	1
		精 神 疾 病 論	1	15	2
		精 神 看 護 学 援 助 論	1	30	2
	小 計		4	90	
	成 人 看 護 学	成 人 看 護 学 概 論	1	15	1
		成 人 期 の 地 域 保 健	1	30	1
		成 人 看 護 学 援 助 論 I	1	30	2
		成 人 看 護 学 援 助 論 II	1	30	2
		成 人 看 護 学 援 助 論 III	1	30	2
		成 人 看 護 学 援 助 論 IV	1	15	2
		緩 和 ケ ア	1	30	2
	小 計		7	180	
	老 年 看 護 学	老 年 看 護 学 概 論	1	30	1
		老 年 期 の 地 域 保 健	1	15	1
		老 年 看 護 学 援 助 論 I	1	15	2
		老 年 看 護 学 援 助 論 II	1	30	2
	小 計		4	90	
	小 児 看 護 学	小 児 看 護 学 概 論	1	30	1
小 児 地 域 保 健		1	15	1	
小 児 の 病 態 生 理		1	30	2	
小 児 看 護 学 援 助 論		1	30	2	
小 計		4	105		
母 性 看 護 学	母 性 看 護 学 概 論	1	15	1	
	母 性 地 域 保 健	1	30	1	
	周 産 期 及 び 新 生 児 の 生 理 と 異 常	1	30	2	
	妊 ・ 産 ・ 褥 婦 及 び 新 生 児 の 看 護	1	30	2	
小 計		4	105		
看 護 の 統 合 と 実 践	医 療 安 全	1	30	3	
	看 護 管 理	1	15	3	
	国 際 看 護	1	15	3	
	災 害 看 護	1	30	2	
	臨 床 判 断 能 力 の 実 践	1	30	3	
小 計		5	120		
専 門 分 野 計		46	1140		

	授 業 内 容	授 業 科 目	単 位	時 間	学 年
臨 地 実 習	基 礎 看 護 学	看 護 を 知 る 実 習	1	45	1
		看 護 の 思 考 過 程 実 習	2	90	2
	地 域 ・ 在 宅 看 護 論	地 域 に 生 活 す る 人 を 知 る 実 習	1	45	2
		地 域 の 暮 ら し を 支 え る 看 護 を 学 ぶ 実 習	2	90	3
		在 宅 に お け る 看 護 実 践 を 学 ぶ 実 習	2	90	3
		老 年 看 護 学	老 年 看 護 施 設 実 習	2	90
	成 人 ・ 老 年 看 護 学	急 性 期 看 護 実 習	2	90	3
		慢 性 期 看 護 実 習	2	90	3
		緩 和 ケ ア 実 習	1	30	3
	小 児 看 護 学	地 域 で 生 活 す る 子 ど も の 理 解 実 習	1	45	2
		健 康 状 態 に 応 じ た 小 児 看 護 実 習	1	45	3
	母 性 看 護 学	生 命 の 育 み を 支 え る 実 習	2	90	3
	精 神 看 護 学	こ こ ろ の 健 康 を 生 み 出 す 看 護 の 実 習	2	90	3
	看 護 の 統 合 と 実 践	看 護 の 統 合 と 実 践 実 習	2	90	3
臨地実習 計			23	1020	
合 計			105	3015	

学則施行細則

学校法人 久木田学園

久木田学園看護専門学校 学則施行細則

目 次

- 第一章 総則（第1条）
- 第二章 授業時間（第2条～第3条）
- 第三章 入学、休学、復学、退学（第4条～第8条）
- 第四章 転入学及び転学（第9条～第10条）
- 第五章 欠席、欠課、遅刻、早退（第11条～第13条）
- 第六章 試験及び評価（第14条）
- 第七章 卒業の認定（第15条）
- 第八章 戒告、停学（第16条）
- 第九章 健康管理（第17条～第21条）
- 第十章 組織及び運営（第22条～第29条）
- 第十一章 授業料等（第30条～第33条）
- 第十二章 規定等（第34条～第37条）

第一章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、学則第37条の規定に基づき、学則の施行に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第二章 授業時間

(講義時間)

第2条 本学校の講義時間は、9時から16時40分までとする。ただし、講義内容により時間を変更することがある。

2 授業時間は90分を2時間とみなす。1日の時間割は次のとおりとする。

1時限 9時00分 ～ 10時30分

2時限 10時40分 ～ 12時10分

3時限 13時30分 ～ 15時00分

4時限 15時10分 ～ 16時40分

(実習時間)

第3条 本学校の実習時間は、原則として8時から16時30分までとする。

第三章 入学、休学、復学、退学

(入学志願手続)

第4条 学則第12条に定める入学志願手続については、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 入学願書及び受験票
- (2) 高等学校を卒業する予定の者にあつては高等学校調査書及び卒業見込証明書（調査書に記載がない場合のみ必要）。ただし、自己推薦入学を希望する者にあつては卒業見込証明書のみとする。
- (3) 高等学校を卒業した者にあつては高校の成績証明書（高等学校が成績証明書を発行できない場合は、その旨の証明書が必要）及び卒業証明書。ただし、自己推薦入学試験を希望する者にあつては卒業証明書のみとする。
- (4) 高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定試験）に合格者にあつては合格証の写し

2 上記(1)から(4)の他に、自己推薦入学試験を希望する者にあつては志望の動機及び自己推薦書、推薦入学試験を希望する者にあつては在学する学校長の推薦書、一般入学試験又は社会人入学試験を希望する者にあつては志望の動機

(入学試験)

第5条 入学試験の実施要領は別に定める。

(入学手続)

第6条 学則第14条第1項に定める誓約書を提出する。

2 誓約書に記載する保証人は、独立の生計を営み、学生の身上に関して一切の責任を負うことのできる身元確実な成人者でなければならない。

(学生、保証人の異動)

第7条 学生又は保証人の氏名、住所等身分上の異動や変更があつたときは、速やかに更届(様式第1号)を学校長に提出しなければならない。

(休学、復学、退学の願出)

第8条 学生は、次の場合それぞれの様式を提出しなければならない。

- (1) 学則第15条第1項に定める休学願は様式第2号による。
- (2) 学則第17条に定める復学願は様式第3号による。
- (3) 学則第18条に定める退学願は様式第4号による。

第四章 転入学及び転学

(転入学)

第9条 学則第21条に定める転入学の提出書類は、以下のものとする。

- (1) 転入学願(様式第5号)
- (2) 履修した看護学校の成績証明書

(転学)

第10条 学則第22条に定める転学願は、様式第6号によるものとする。

第五章 欠席、欠課、遅刻、早退

(欠席、欠課)

第 11 条 学生は、授業を欠席又は欠課（15 分を超える遅刻及び早退）しようとするときは、欠席・欠課届（様式第 7 号）を提出しなければならない。ただし、急を要しやむを得ない場合は、その旨を申し出て、事後速やかに所定の届出をしなければならない。

2 傷病により引き続き 7 日以上欠席する場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(遅刻、早退)

第 12 条 学生は、遅刻したとき又は早退しようとするときは、遅刻届（様式第 7 号）、早退届（様式第 7 号）を提出しなければならない。ただし、急を要しやむを得ない場合その旨を申し出て、事後速やかに所定の届出をしなければならない。

2 遅刻及び早退は各出席時間の 15 分以内とし、15 分を超えるものは 1 時間欠課とする。60 分を超えるものは 2 時間欠課とする。

(欠席、欠課の特例)

第 13 条 欠席、欠課の特例は次のとおりとし、欠席、欠課の取扱いはしない。

(1) 忌引の日数は次のとおりとする。（休日にかかる場合はその日も含む）

- | | |
|-----------------------------|-----|
| ① 1 親等の血族（父母、子）及び配偶者 | 7 日 |
| ② 2 親等の血族（兄弟姉妹、祖父母） | 3 日 |
| ③ 1 親等の姻族（配偶者の父母、配偶者の子） | 3 日 |
| ④ 3 親等の血族（伯父伯母、甥姪） | 1 日 |
| ⑤ 2 親等の姻族（兄弟姉妹の配偶者、配偶者の祖父母） | 1 日 |

(2) 就職、進学試験及びその他正当な理由と認められるものは、県内 1 日間、県外 2 日間とする。

第六章 試験及び評価

(試験及び評価)

第14条 試験及び評価については、別に定める。(学習評価規定)

第七章 卒業の認定

(卒業の認定)

第15条 学校長は、学則第26条において卒業の認定ができなかった者については、卒業延期とすることができる。

第八章 戒告、停学

(戒告、停学)

第16条 学則第30条に定める戒告又は停学処分は、次の各号の1に該当する場合に、その程度に応じて行う。

- (1) 無断欠席又は無断欠課したとき、1回で警告、2回で3日間停学
- (2) 学則その他の諸規定に違反し、本学校の指示命令に従わなかったとき
- (3) 学業に熱意がみられず怠慢を認められたとき
- (4) 過失により学校又は他人に損害を与えたとき
- (5) 本学校の秩序を乱したとき、又は名誉を傷つけられたとき
- (6) 実習施設において不都合の行為をしたとき
- (7) 犯罪行為により検挙されたとき
- (8) その他前各号に準ずる行為をしたとき

第九章 健康管理

(校医)

第17条 校医は、学生の健康診断の結果に基づいて必要な指示を与えるとともに、助言指示も行うものとする。

(健康管理者)

第 18 条 各学年の担当専任教員は、健康管理者として学生の日常の健康管理にあたるものとする。

(健康管理記録)

第 19 条 在学中の学生については、すべて健康管理記録を作成し、健康診断の結果を記録保存する。

(健康管理義務)

第 20 条 学生は、将来健康指導者となることを自覚し、本学校の行う定期健康診断を受けなければならない。

(健康診断の時期)

第 21 条 健康診断の時期は 4 月又は 5 月とする。

第十章 組織及び運営

(組織)

第 22 条 本学校の組織は、別表第 2 のとおりとする。

(運営委員会)

第 23 条 運営委員会は、役職のある職員並びに学校長が指名する若干名をもって構成する。

- 2 学校長は、運営委員会を招集し会議を主催する。
- 3 運営委員会は、必要に応じて会議を招集することができる。
- 4 運営委員会は、主として次の事項を審議又は決定する。
 - (1) 予算及び決算に関すること
 - (2) 学則その他本学校の規定の制定改廃に関すること
 - (3) 教育方針、教育計画及び教育内容に関すること
 - (4) 学生の募集及び入学者の選考に関すること
 - (5) 定員に関すること
 - (6) 戒告、停学など学生の身分に関すること
 - (7) 学生の卒業に関すること

- (8) 教育施設に関する事
- (9) 前各号に掲げるほか重要な事項に関する事

(職員会議)

第 24 条 職員会議は、副学校長及び常勤職員をもって構成する。

- 2 副学校長は、職員会議を招集し会議を主催する。
- 3 職員会議は、年 3 回以上開催する。
- 4 職員会議は、主として次の事項を審議決定する。
 - (1) 運営委員会の議題に関する事
 - (2) 月間行事計画及び教職員の勤務配置に関する事
 - (3) 学生の学生生活及び健康管理に関する事
 - (4) 教材、図書に関する事

(講師会議)

第 25 条 講師会議は、役職のある職員、講師、常勤教職員並びに学校長が指名する若干名をもって構成する。

- 2 学校長は、講師会議を招集し会議を主催する。
- 3 講師会議は、原則 3 年毎に開催する。
- 4 講師会議は、主として次の事項を審議決定する。
 - (1) 教育方針、教育計画及び教育内容の細目に関する事
 - (2) 試験に関する事
 - (3) 学習の評価に関する事

(教務会議)

第 26 条 教務会議は、副学校長、教務主任、実習調整者、専任教員をもって構成する。

- 2 教務主任は、教務会議を招集し会議を主催する。
- 3 教務会議は、毎月 1 回以上開催する。
- 4 教務会議は、主として次の事項を審議決定する。
 - (1) 学生の日常教育に関する事
 - (2) 学習の評価に関する事
 - (3) その他の教務及び学術研究に関する事

(実習指導者会議)

第 27 条 実習指導者会議は、実習施設の実習指導者、教務主任、実習調整者、専任教員をもって構成する。

- 2 実習調整者は、学校長の許可を得て実習指導者会議を招集し会議を主催する。
- 3 実習指導者会議は、実習の直前、終了時の 2 回以上開催する。
- 4 実習指導者会議は、主として次の事項を審議決定する。
 - (1) 実習計画の実施に関する事
 - (2) 実習の評価に関する事
 - (3) 実習施設に関する事

(会議の記録簿)

第 28 条 会議内容は、それぞれ会議録に記載し、学内での文書の保存に関する定めにしたがい保存するものとする。

- 2 会議の主催者は、当該会議において必要と認める場合には、構成員外の者に出席を求め意見を聞くことができる。

(業務基準)

第 29 条 教職員の業務については、別に定める業務基準による。

第十一章 授業料等

(授業料等の納入)

第 30 条 授業料等は、次の 2 期に分けて、年額の 2 分の 1 に相当する額を納入する。

前期 (4 月から 9 月までの分) 納期 3 月 1 日から 3 月 14 日まで

後期 (10 月から 3 月までの分) 納期 9 月 1 日から 9 月 12 日まで

- 2 授業料等を所定の期日までに納入しない場合は、保証人に対して期限を定めて督促することができる。
- 3 オープンキャンパスに参加した者は、受験料を免除する。
- 4 自己推薦入学試験で合格した者は、入学金の半額を免除する。また、推薦入学試験で合格した者は、入学金を免除する。

(休学の場合の授業料等)

第 31 条 休学をする者は、休学する期間については授業料等の半額を納入しなければならない。

(停学の場合の授業料等)

第 32 条 停学に処せられた者は、その期間については授業料等を納入しなければならない。

(退学の場合の授業料等)

第 33 条 退学をする者は、退学した日の属する月までの授業料等を納入しなければならない。

第十二章 規 定 等

(学生心得)

第 34 条 学生が学生生活上遵守すべき事項については、別に定める学生心得による。

(図書管理)

第 35 条 図書の管理に関しては、別に定める図書管理規定による。

(施設管理)

第 36 条 施設の管理に関しては、別に定める施設管理規定による。

(文書取扱)

第 37 条 文書の取扱いに関しては、別に定める文書取扱規定による。

附則

この学則施行細則は平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則施行細則は平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則施行細則は平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則施行細則は平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則施行細則は平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則施行細則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則施行細則は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則施行細則は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則施行細則は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則施行細則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則施行細則は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則施行細則は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則施行細則は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この学則施行細則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

図 書 管 理 規 定

- 第 1 条 この規定は、学則施行細則第 35 条の規定に基づき、図書及び月刊雑誌等（以下「図書」と称する）の管理利用について必要な事項を定めたものである。
- 第 2 条 図書の利用は学生及び学校職員とし、その他の者は学校長の許可を受けなければならない。
- 第 3 条 図書室の管理については事務員・教員（図書係）・学生図書委員がこれにあたる。
- 第 4 条 図書は原簿に記載し、図書室に整理保管する。
- 第 5 条 図書室には図書分類区分表を掲示する。
- 第 6 条 図書は前条の分類にしたがって整理番号ラベルを図書の背表紙に貼付し、図書の裏表紙にカード入れを付け、図書カードに必要な事項を記入するとともに学校印を押す。
- 第 7 条 図書利用は規定にしたがって行わなければならない。図書の貸し出しは以下によるものとし、貸出し期間内に責任をもって返却する。
- (1) 図書カード（図書に装着）、個人カードに所定の形式で記入のうえ、所定の場所に提出し借り出す。
 - (2) 貸出し期間は 7 日間とし、1 回につき 2 冊までを原則とする。
 - (3) 整理の都合上、返却を求められた場合は速やかに返却する。
 - (4) 禁帯出の図書は室内閲覧とし貸出しを禁ずる。
 - (5) 図書室にはかばんなどを持ち込まない。
 - (6) 図書室内での飲食は禁止する。
- 第 8 条 貸出し図書の転貸は許可しない。
- 第 9 条 辞書、学術雑誌、重要資料及び図書管理者が指定した図書は持出を禁止する。
- 第 10 条 新規購入図書は図書管理者が掲示し、紹介する。
- 第 11 条 備付後 1 ヶ年を経過した学術雑誌は製本する。
- 第 12 条 図書の取扱いに注意し、汚損又は紛失した時は、事務員に届けなければならない。
- 第 13 条 図書整理は夏季休暇、年度末の年 2 回行う。

施設管理規定

(目的)

第1条 この規定は、学則施行細則第36条の規定に基づき、本学校の校舎（本館及び実習棟）及び学校敷地（以下「施設」という。）における秩序、施設の保全、火災の防止及び施設における盗難の防止を図るために必要な事項を定め、施設の適正な管理運営に資することを目的とする。

(厳守事項)

第2条 本学校の教職員及び学生は、常に、施設における清潔保持及び整理整頓に努めるとともに、火災及び盗難の予防と防止に努めなければならない。

2 火災又は盗難の発生等の非常時には、適切な措置を取るとともに関係機関への通報と教職員への連絡を行い、その指示に従わなければならない。

(施設責任者の任命)

第3条 学校長は、施設における各部門の責任者（以下「施設責任者」という。）を定め、施設の見やすい場所にこれを表示し、この規定に基づく業務を行わせるものとする。

(施設への立ち入り)

第4条 施設責任者の使用許可を受けた者以外、開校時間外における施設への立ち入りを禁止する。

2 施設に立ち入り若しくは立ち入ろうとする者に対して、施設責任者はその目的および身分等を質することができる。

(利用心得)

第5条 施設責任者の許可を受けて施設を利用する者は、それぞれの施設に表示する利用心得を厳守しなければならない。

2 利用心得に違反する者に対しては、直ちに施設の利用を中止させ、以後の施設の利用を許可しないことができる。

(禁止行為)

第6条 施設においては、次に掲げる行為を禁止する。万一これらに違反し、又は違反する恐れがあると認められた場合は、施設への立入り若しくは施設の使用を禁止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 喧騒又は秩序を乱す行為をすること
- (2) 美観を損なう行為や不潔な行為をすること
- (3) 施設又は物品を汚損又は破壊する恐れのある行為をすること
- (4) 危険物を持込むこと
- (5) 指定された場所以外で火気を取扱うこと
- (6) その他施設の管理上不相当と認められる行為をすること

(無許可の物件)

第7条 施設責任者は、施設における物件の設置や掲示等が無許可である場合は、当該物件の撤去を命じ、若しくは自ら撤去することができる。この場合、撤去に要した費用は無許可で設置した者の負担とする。

(損害賠償)

第8条 故意又は過失により施設に損害を与えたときは、原状に復するか又は損害相当額を賠償しなければならない。

附則

この施設管理規定は、令和2年4月1日から施行する。

学 生 心 得

この学生心得は、学則施行細則第 34 条の規定に基づき、本学校の教育目的達成のため、学校内外において学生としての行動を自ら律するための準拠を示したものである。

1. 服装など

- (1) 制服を着用し、靴下は白か黒とする。ただし、校内では以下のことを許可する。
 - ① カーディガン・・・黒、グレー、ベージュ、白の無地でデザインが華美でないもの
 - ② ベスト・・・無地でデザインが華美でないもの
 - ③ 襟付きシャツ、ブラウス・・・白、紺、黒の無地で、デザインが華美でないもの
なお、式典のときや指示されたときは、必ず制服を着用し黒色の靴を履くものとする。
- (2) ヘアカラー、ヘアマニキュア、爪マニキュア、ピアス（ぶらさがりタイプ、リングタイプ）及び派手な化粧は禁止する。
- (3) 校内及び実習施設では禁煙とする。

2. 通学

- (1) 通学は、「通学届（様式第 13 号）」に記載された通学方法及び通学経路で行うものとし、変更が生じた場合は速やかに届け出る。
- (2) 自転車及びバイク通学者は、特に交通法規を遵守しなければならない。また、学校では、指定の場所に整然と駐輪する。
- (3) 交通事故等が発生した場合には、直ちに学校に連絡するとともに、「事故届（様式第 14 号）」を提出する。
- (4) 通学にあたっては、他の学生等に迷惑をかけないようにマナーを守る。また、本学校生としての自覚と適切な判断のもとに行動する。
- (5) 通学上の一切の責任は学生本人と保証人の連帯責任とする。

3. 校時（時間割）等

- (1) 講義が休講や変更となった場合は教務の指示に従う。
- (2) 授業時間は、原則として 1 時限 90 分を標準とし、9 時 00 分から 16 時 40 分の間に 4 時限を設定する。（学則施行細則第 2 条を参照）
- (3) 授業の遅刻早退は各出席時間の 15 分以内とし、15 分を超えるものは 1 時間欠課とし、60 分を超えるものは 2 時間欠課とする。（学則施行細則第 12 条を参照）
- (4) 課題など提出時間が定められているものについては、指示された時間までに提出する。

4. 証明書の種類

学校が発行する証明書類及び発行手数料は以下のとおりとする。

- | | | |
|--------------------|-----|-------|
| (1) 成績証明書 | 1 通 | 300 円 |
| (2) 在学証明書 | 1 通 | 300 円 |
| (3) 卒業見込証明書 | 1 通 | 300 円 |
| (4) 卒業証明書 | 1 通 | 300 円 |
| (5) 人物内申書 | 1 通 | 300 円 |
| (6) 通学証明書 | | 無 料 |
| (7) 学生旅客運賃割引証（学割証） | | 無 料 |
| (8) 身分証明書（再発行） | 1 通 | 200 円 |
| (9) その他学生が請求する証明書 | 1 通 | 300 円 |

5. 証明書の交付請求

各証明書の必要が生じたときは、「証明書交付願（様式第 8 号）」に必要事項を記入し、必要 3 日前までに請求しなければならない。交付は、証明手数料と引き換えとする。

6. 身分証明書

- (1) 身分証明書（3 年間有効）は、入学のときに交付する。この身分証明書は常時携帯し、常に本校学生であることを自覚して、良識のある行動をとらなければならない。
なお、卒業、退学又は有効期限を経過したときは、学校に返却しなければならない。
- (2) 身分証明書は、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- (3) 身分証明書を紛失又は汚損もしくは破損したときは、直ちに学校長に届け出た後、身分証明書発行願（様式第 9 号）と制服（冬）で撮った写真（3.5 cm × 3 cm）1 枚を提出し、再交付を受けることができる。

7. 学生旅客運賃割引証（学割証）

- (1) 学生旅客運賃割引証は、発行枚数は年間 4 枚とし、それぞれ休暇 5 日前までに請求しなければならない。
- (2) 未使用及び期間を過ぎた学割証は必ず学校に返還する。
- (3) 学割証使用時における注意事項を厳守する。
 - ① 発行から 3 月以内に使用する。
 - ② 学割証を使用し乗車券を購入する場合や使用する場合は、身分証明書を携帯する。
 - ③ 他人に譲渡する等の不正な使用をしない。

8. 再試験、再々試験、特別試験、再実習、特別実習、追実習

- (1) 講義科目の修了試験に不合格となった学生が再試験、再々試験、特別試験を受ける場合は、「試験願」に必要な事項を記入し、科目担当教諭、学年担当教諭、教務主任及び副学校長の決済を受けた後、受験料を添えて指定された期日までに願出しなければならない。
- (2) 再試験、再々試験、特別試験の受験料は以下のとおりとする。
 - ① 再試験料 2,000 円
 - ② 再々試験料 4,000 円
 - ③ 特別試験料 5,000 円
- (3) 実習科目の評価を不合格となった学生が再実習又は特別実習を受ける場合は「再実習願」又は「特別実習願」に必要な事項を記入し、実習担当教諭、学年担当教諭、実習調整者、教務主任、副学校長の決済を受けた後、受験料を添えて指定された期日までに願出しなければならない。体調不良等により実習を欠席した学生が追実習を受ける場合も同様とする。
- (4) 再実習、特別実習、追実習の実習料は以下のとおりとする。
 - ① 再実習 1 日 1,000 円
 - ② 特別実習 1 日 4,000 円
 - ③ 追実習 1 日 1,000 円

9. 施設（本館、実習棟）の利用、貸与品の取り扱い

- (1) 平日（授業や学校行事がある日）の施設の利用時間は原則として17時30分までとする。ただし、自己学習など、事前に許可を得た場合は19時まで延長できるものとする。
- (2) 学生が、学校行事の準備などで施設を使用しようとするときや、学校物品を使用しようとするときは、原則として5日前までに「施設（物品）使用許可願（様式第10号）」を提出し、学校長の許可を受けなければならない。
- (3) 使用許可を受けた場合は学校長の指示に従うものとし、使用により生じた事故等については、責任を負わなければならない。
- (4) 施設や物品を破損又は紛失したときは、速やかに申し出るとともに「破損届（様式第11号）」を提出しなければならない。また、施設や物品の破損や紛失により生じた損害については、弁償の責任を負わなければならない。
- (5) 学生が施設を使用した場合は、窓やドアに施錠をするとともに、照明やエアコンのスイッチを切って退出するものとする。
- (6) 学校にポスター等を掲示するときは、学校長の許可を受け、所定の掲示板に掲示する。掲示期間を過ぎたものは速やかに撤去しなければならない。

10. 集会など

- (1) 学生が本学校内外において集会をしようとするときは、集会 5 日前までに「集会許可願（様式第 12 号）」を提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 本学校生以外の者が参加する集会は、原則として許可しない。
- (3) 集会の目的や学生の行為が、本学校の教育理念、教育目的、教育目標に反すると認められたときは、その集会を禁止することがある。
- (4) 集会を行う場合は、使用する建物の保存、器具の取り扱い、火災予防には特に注意しなければならない。

11 奨学資金

- (1) 日本学生支援機構の奨学金については、毎年 4 月に説明会を開催する。
- (2) 地方自治体の奨学資金や病院の奨学資金については、案内があった場合は紹介する。
- (3) 奨学金の貸与を受けた学生は、返還義務等について当該奨学資金制度の規定に従わなければならない。

12. アルバイト

アルバイトは原則として禁止する。ただし、長期休暇中にアルバイトをする場合は「アルバイト届（様式第 15 号）」を提出し、学校長の許可を受けなければならない。アルバイト中は、常に本学校の学生であることを念頭におき責任ある行動をとらなければならない。

13. 自治会と課外活動

- (1) 学生は、主体的に自己を確立し、より良い社会人になるために協力して自治活動を行う。
- (2) 自治会会則や役員に変更があるときは、その都度学校長に届け出る。
- (3) 学校長の許可を経てサークル活動ができる。なお、活動については、自治会の承認得るものとする

14. ボランティア活動

ボランティア活動に参加する場合は、「ボランティア参加願（様式第 16 号）」を提出し、学校長の許可を受けなければならない。

ボランティア活動に参加した場合は、常に本学校の学生であることを自覚し、良識ある行動をとるものとする。

個人情報保護について

令和4年4月1日改正

I. 個人情報保護法 ※ 一部抜粋

1. 個人情報の定義

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの、又は個人識別符号が含まれるものをいう。

2. 個人情報取扱事業者等の義務

- (1) 利用目的をできるだけ特定し、個人情報取得の際、本人に通知または公表する事。
- (2) 利用目的達成に必要な範囲内で取り扱う事。
- (3) 漏えい、改ざんなどを防止するための安全管理措置を講ずべき事。
- (4) 本人の同意のない目的外利用や第三者への提供の原則禁止。
- (5) 本人からの求めによる適正な範囲内での開示・訂正・利用停止などの義務等があげられている。

3. 情報の漏えい

- (1) 「漏えい等」とは、漏えい、滅失又は毀損のことをいう。
- (2) 漏えい等の事案が生じた場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の視点から、「勧告」「命令」「緊急命令」等が行われることがある。

II. 学校生活の中での個人情報保護について

1. 看護者は対象となる人々の個人的な情報を得る機会が多いことを肝に銘じ、個人情報を慎重に取り扱い、紛失したり、みだりに口外しないこと。
2. SNSはネットワークを通じて見ず知らずの人が閲覧できる可能性があることを十分想定し、携帯その他の端末で撮影した画像や友人関係、学校内での様子など、個人が特定される恐れがあるものは、情報の拡散の恐れがあるためアップロードしない。
3. 個人を特定したうわさ話しや個人を誹謗中傷するような内容の事柄をSNS上に書き込みする等名誉を傷つける行動は避ける。
4. 学校のパソコンの取り扱いに関しては決められたことを遵守し、紛失や破損、データの流出に注意する。
5. 取得した個人情報の流出防止に努め、データの保存が必要な場合は、最小限の内容とし、USBメモリの管理をしっかりと行う。
6. 学生は、USBメモリの紛失防止に努め、常にUSBメモリの所在を確認しなければならない。またUSBメモリに保存した内容を把握しておくことや万一紛失した場合は、速やかに学校に報告する。
7. 取得した個人情報は、インターネットを介しての流出防止に努め、インターネットと接続しているパソコンを使用する際は、有償のウイルス感染防止ソフト(ウイルスバスター・ノートン・マカフィー等)を使用する。
8. 学生が自身のパソコンで自宅や学校内Wi-Fi環境でパソコンを使用して資料、レポート作成をする場合は、ウイルス感染防止ソフトをインストールしていなければ、情報が流出する恐れがあることを認識する。どうしてもインターネットと接続しているパソコンをしようする場合は、無線LANの場合には回線をOFFにして使用する。
9. 個人情報が記載されたノートや手帳その他記録物を学内、自宅以外には、持ち出さない。また、むやみに他者の目に触れるところに置かない。

10. スマートフォン、その他で個人情報が含まれている記録物の撮影はしない。
11. 学校内で使用する学習教材のログインID、パスワード等の取り扱いに注意し、他人に知られないよう個人で管理する。また、学年ごとのWi-Fi接続用パスワードを学外の者に漏らすことが無いよう各自で責任をもって管理する。

Ⅲ. タブレット端末の使用について

1. 令和4年度入学生から電子テキストの導入に伴い、1年生は授業にタブレット端末を使用する。そのために学内や実習施設において使用する際の取り決めに遵守し、タブレット端末の置き忘れ等情報漏洩防止に努める必要がある。
2. 学内で使用する際にタブレット端末を用いての写真撮影は十分注意し、学習目的以外の撮影(写真・動画)は禁止する。また、撮影の際は必ず相手の了承を得る。
3. 保存したデータは、学習が終了した時点で削除をする。
4. 記録物、個人が特定される恐れのあるもの、学内の様子などの授業以外の目的での撮影はスマートフォン同様禁止する。
5. 実習施設への持ち込みは、テキスト閲覧の目的のみとし、学生控室(更衣室)ロッカーに鍵をかけ保管し、情報の漏洩防止に努める。
6. 取り扱いの詳細については、入学オリエンテーション・実習オリエンテーションにて別途詳細に説明する。

健康管理について

I. 学生は、看護学生として日常から感染防止に対する意識を高め、自らの体調管理や感染症に対する予防対策や拡大防止のための行動がとれるよう努めなければならない。

II. 日常的な健康管理について

1. 自己の体調管理を行う

- (1) 毎朝体温を測定し、体調管理表に記載する（登校前、学校に着いた時、昼休みなど）。
- (2) その他、風邪症状や吐き気・嘔吐が見られたときは、必ず体温を測定する。
- (3) 症状の経過を見るために、土日・休日も毎朝測定する。
- (4) 自覚症状を体調管理表に記載する。

2. 日常的に規則正しい食事・休息・睡眠・運動など、生活習慣を整える。

3. 正しい手洗い方法を順守し、外出先から帰宅したら直ぐに流水と石鹸で手洗い・うがいを行う。

4. インフルエンザ流行前（2週間以上前）にワクチン接種をする。ワクチンによる副反応がある場合は強制ではないが、本校では学内での集団発生を予防する目的で学生・教職員全員がインフルエンザ流行時期に入る前にワクチン接種を行う。

III. 発熱時の対応 ☆インフルエンザ流行警報発令期間☆

1. 体温が37.0℃以上の場合は登校を中止し、教員に報告の連絡を行う。教員の指示により、病院受診する。受診の結果は教員に報告し、解熱している場合でも許可を得て登校する。当事者は午前と夕方の検温の報告を学校に報告する。

2. 37.5℃以上でインフルエンザ様症状（頭痛、関節痛、咽頭痛、咳嗽、鼻汁など）を呈する場合はスクリーニングテスト陰性であってもインフルエンザ発症時と同様の取り扱いとする。

3. インフルエンザまたは37.5℃以上でインフルエンザ様症状（頭痛、関節痛、咽頭痛、咳嗽、鼻汁など）を呈する場合は、休日であっても教員に報告する。

4. インフルエンザと診断された場合は、解熱後48時間かつ発症後5日間は出席停止とする。

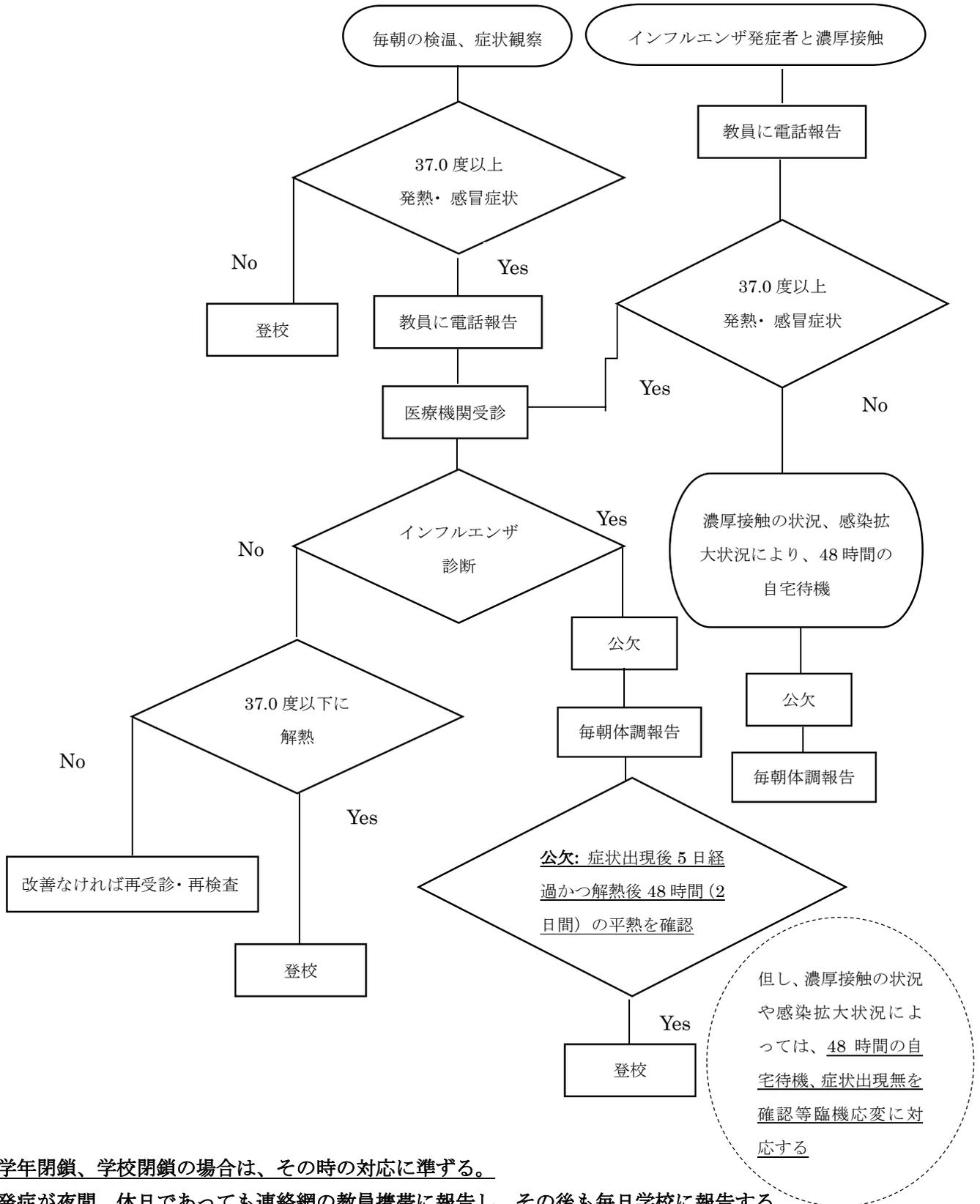
5. マスク着用・手洗い・含嗽の徹底

- (1) 自宅⇒学校玄関でマスクを外し、手指をアルコール消毒後、新しいマスクに交換する。
- (2) 学内でマスクを外し、飲食する場合はなるべく間隔をあげ着席する。
- (3) 学校⇒帰宅後マスクを外し、石鹸で手洗いを行う。

6. 同居家族にインフルエンザ発症者が発生し、濃厚接触したと疑われる者は48時間の出席停止とし、発症者および学生の症状の有無や経過を図1に沿って報告する

健康管理及びインフルエンザ対応策 (学内)

図 1



IV. 嘔吐下痢時の対応

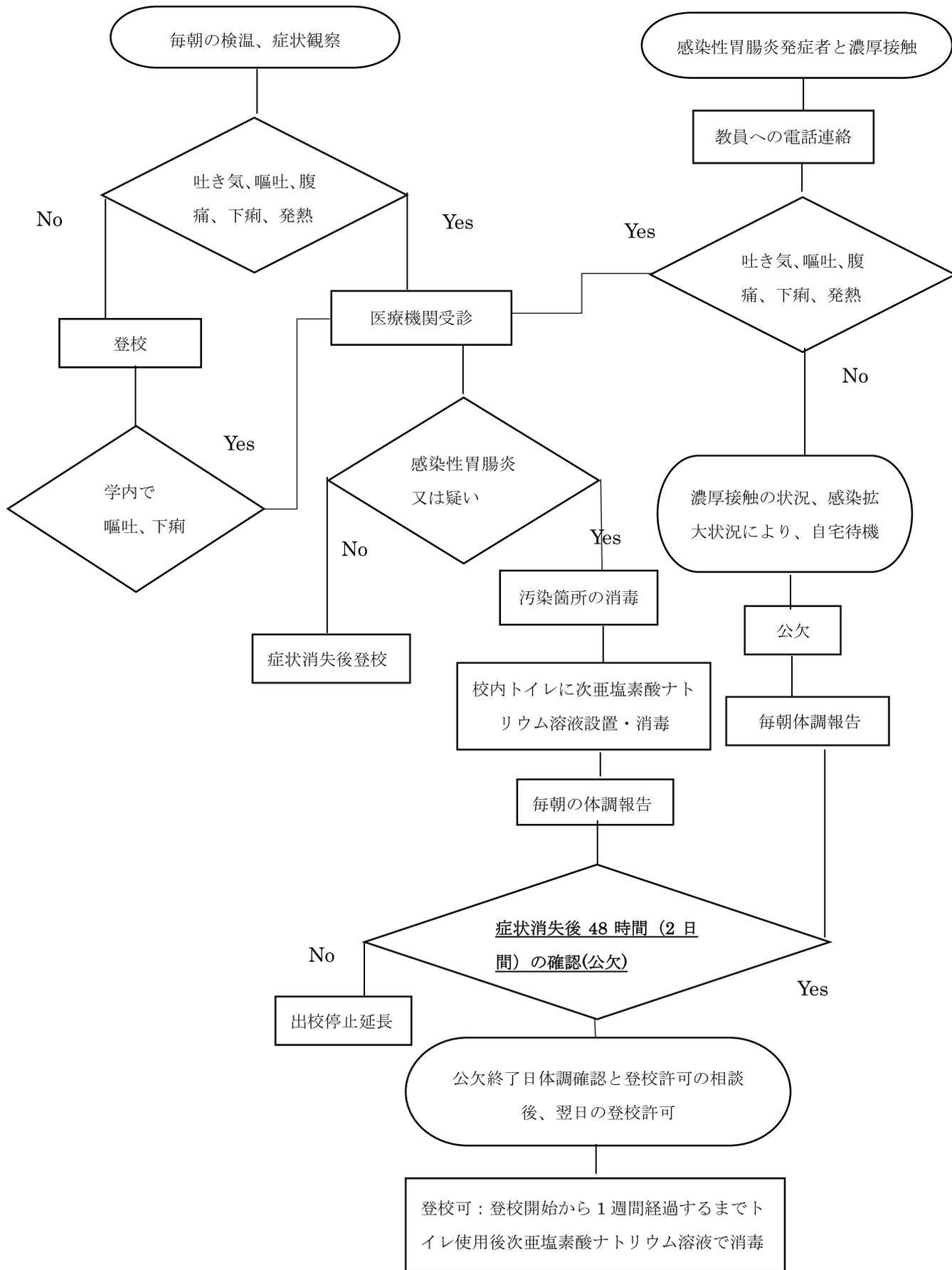
1. 症状出現時は登校を中止し、教員に報告の連絡を行う。教員の指示により、病院受診する。受診の結果は教員に報告し、症状が消失している場合でも許可を得て登校する。
2. 学校内で嘔吐した場合は、感染症であるかどうか不明であるため、感染拡大を予防するためにもむやみに処理しようとせずに、直ちに教職員に報告し、指示を仰ぐ。
3. 感染性胃腸炎又は感染性胃腸炎疑いの診断を受けた場合は、症状消失(吐き気・嘔吐・下痢・腹痛など)、後48時間経過し、登校開始とする。
4. 感染性胃腸炎又は疑いと診断された場合は、出席停止期間は毎朝・夕学校に報告を行う。
5. 感染性胃腸炎又は疑いと診断され、登校可能となっても排泄物からウイルスは排出されるため、1週間は、トイレでの排泄後設置してある消毒液で排泄物・便器・トイレのドアノブの消毒を自身で行う。
6. 図2の流れに沿って報告・連絡・相談を行う。

V. 新型コロナウイルス感染症については、対応策が変更していく可能性があるため、別途「新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアル」を参照する。また、新型コロナウイルス感染症予防対策マニュアルの変更が生じた場合は、その都度文書で伝達する。

感染性胃腸炎 対応策 (学内)

久木田学園看護専門学校

図 2

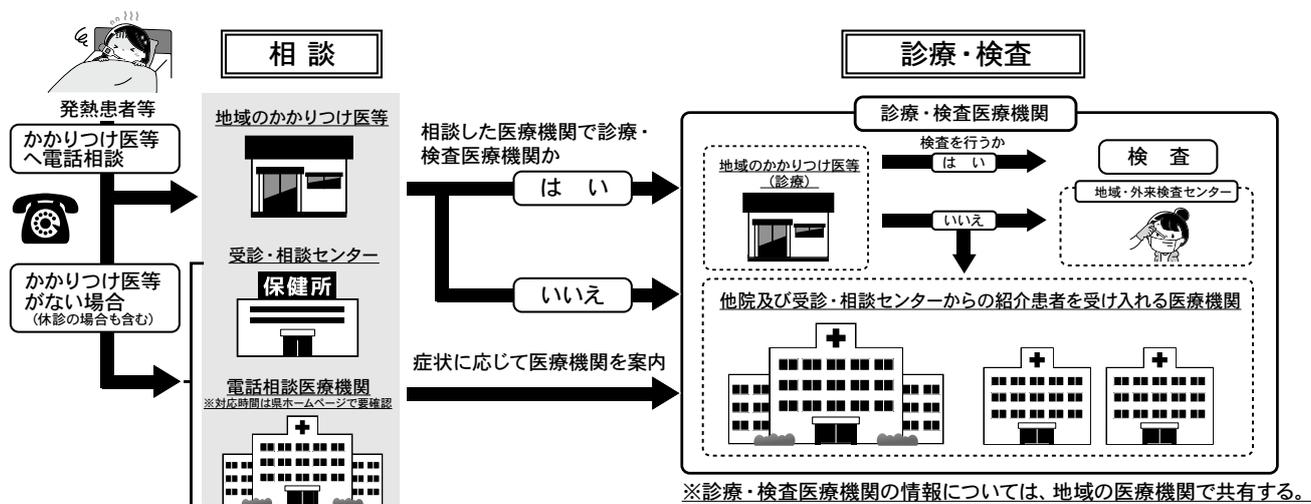


新型コロナウイルス感染症対策

令和4年2月1日修正

1. 新型コロナウイルス感染症対策について、本校の考え方を以下に示す。
以下については、新型コロナウイルス感染症の地域の感染状況に合わせて修正した。
尚、この対策については事態の進行状態等の変化に伴い、適宜変更していくものとする。
2. 新型コロナウイルス感染予防対策
 - (1) 毎朝の健康状態観察（体温測定、風邪症状の有無、消化器症状等の有無など自覚症状）を行い、異常時は登校せず、教員に報告・相談する。
 - (2) 不要不急の外出は避け、特に集会や不特定多数が集まるイベント・行事に参加しない。
 - (3) 県外への旅行等は現在のところ禁止、県外から来られた方との接触も禁止している。
 - (4) 海外への渡航禁止、接客を伴う飲食店、スポーツジム、ライブハウス、カラオケ・居酒屋等の飲酒を伴う店舗の利用、鹿児島県の第三者認証のない飲食店の利用は禁止とする。
 - (5) 外出時、帰宅時等こまめに流水と石鹸による衛生的な手洗い、うがいを心がける。
 - (6) 流水による手洗いが不可能な場合は、擦式アルコールによる手指消毒を行う。
 - (7) 発熱、咳嗽等風邪症状又は消化器症状等異常が出現した場合は、速やかに教員に報告の上、必ず受診する。
 - (8) マスクを着用する場合は正しい装着方法を守り、処理する場合はマスクの外側に触れないよう処理する。
 - (9) 密閉された空間で、5人以上での食事・会話を長時間しないよう心がけ、特に食事の際は同一方向を向き、黙食する。また、飲み物や食物を共有して摂取しない。
 - (10) 教室や実習先更衣室の定期的な換気（1～2時間おき）、清掃の徹底をこころがける。
 - (11) 学習中はできるだけ隣と間隔をおいて座り、グループワーク活動の際等は、マスク着用の上、フェイスシールドを装着する。
 - (12) よく触れる場所（ドアノブ・スイッチ・手すり等）はアルコール除菌シート又は除菌スプレーをペーパータオルに噴霧して清掃を行う。
3. 症状出現時の対応策

発熱等の症状がある方の相談・診療・検査の流れ



鹿児島県HP

【学校内】

1. 毎日の健康チェックと健康管理表への記載、行動記録の記載を行い提出する。
2. **37.0℃以上の発熱、咳嗽等の風邪症状出現した場合は、出校しない。**
 - (1) 直ちに教員に報告する。
 - (2) 発熱等の症状がみられた場合はすぐにかかりつけ医に電話で相談する。かかりつけ医がない場合は、「受診・相談センター」に相談した後、勧められた医療機関を受診する。
 - (3) **※重症化しやすい人**：高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患を持つ人、血液透析を受けている人、免疫抑制剤や抗がん剤を使用している人、妊娠している人
 - (4) 新型コロナウイルス感染症疑い以外で病院を受診する場合は、マスクを着用し複数の医療機関を受診することは避ける。
 - (5) 自宅療養後自然に解熱し、他の病気での発熱や症状出現だった場合は、48時間経過後異常がなければ出席可能とする。
 - (6) 自宅療養のための欠席については、出席停止処理を行い欠席扱いにしない。
 - (7) 病院受診後、感染が判明した場合は医師の指示に従う。
 - (8) 感染が判明した報告があった場合は、直ちに校長に報告、学校は学級閉鎖又は休校の措置の判断を行う。

【臨地実習】

1. 毎日の健康チェックと健康管理表への記載、行動記録の記載を行う。
2. 学生の動き：37.0℃以上の発熱、咳嗽等の風邪症状出現時。
 - (1) **直ちに担当教員に報告する。**
 - (2) 以下学内時と同様
 - (3) **受診後、症状が消失した場合の実習出席の有無は、実習施設の判断に従う。**
 - (4) 感染が判明した場合は、直ちに学校又は教員に報告し実習停止とし、医師の指示に従う。
 - (5) 健康観察の必要性がなくなり、実習可能であるかの判断を受診先医療機関に問い合わせ、証明書を提出する。
3. 教員の動き：発熱、咳嗽等の風邪症状出現の実習生の状態報告を担当教員は実習施設看護部又は施設責任者に報告する。
 - (1) 他学生の実習継続については、実習施設の指示に従う。
 - (2) 実習継続可能な場合は、他学生及び担当教員の健康状態を朝・昼・夕観察し、異常があれば直ちに実習施設・学校に報告する。
 - (3) 感染が判明した報告があった場合は、直ちに実習施設に報告を行う。
受診後、感染が否定された場合は、**症状が消失した後、実習出席の有無は、実習施設の判断に従う。**
 - (4) 療養のための欠席については、出席停止処理を行い欠席扱いにしない。
 - (5) 健康観察の必要性がなくなり、医療機関から実習可能であることの証明書提出があった場合、実習施設に報告し、許可を得てから実習開始許可となる。

【濃厚接触者に対する対策】

1. 濃厚接触者とは
感染者と**発症2日前から隔離開始日迄の間に、1メートル以内かつ15分以上の接触**（車内、航空機内等を含む）があった。
2. 上記の濃厚接触者の定義に当てはまる職員・学生についての取り扱い
 - (1) 新型コロナウイルス感染者と濃厚接触があったものは、管轄の保健所（帰国者・接触者相談センター）に相談する。
 - (2) 潜伏期間中（10日間）の毎日の健康観察・報告と自宅待機を行う。（現在、自宅待機期間は7日間に短縮されているが、本校の自宅待機期間は当面10日間を継続する。）
 - (3) 以降は症状出現時の対応に準ずる。

災害対応マニュアル

令和3年12月22日修正

【I】平常時の災害対応

1. 役割分担の確認

日常の点検や防災訓練を確実に実施し、また災害発生時には速やかに行動できるよう、学内における役割分担を決め、確認しておく。

2. 緊急連絡網の整備

- (1) 学生、職員の電話番号(携帯電話も含む)を記載した緊急連絡網を作成し、学生・職員に配布する。
- (2) 学生の安全を守るために、保護者の同意を得て緊急連絡先を確認し、迅速に保護者に連絡がとれるようにしておく。その際、個人情報保護のため、学生の同意を必ず得る。
- (3) 学生は連絡先の変更があれば、速やかに届け出る。
- (4) 教職員は学生の電話番号の目的外の使用は控え、取扱いに十分注意する。

3. 重要書類・データの管理

- (1) 重要書類の保管
重要書類(USB等の電子データを含む)は定められた場所に保管する。
- (2) データの管理
その他、電子データは共有サーバー(共有文書)にバックアップを適宜とっておく。
- (3) 電子機器類(特にパソコン)は、帰宅時電源を切り、コンセントから抜いておく。

4. 非常持出品の準備

災害時に最優先して持ち出さなければならない文書を定め、印をつけ、災害時に速やかに搬出できるよう、特定の場所に整理・保管する。災害時の搬出係を設定する。

5. 防災時の退避場所を表示し、学生職員に周知する。(鹿児島市ハザードマップ・避難所確認)

地震発生直後は、無理に退避場所に移動するのではなく、建物の倒壊や火災の延焼から身を守るため、近くの空地や駐車場などに退避する。

高麗町災害時避難場所：土砂災害・洪水⇒①甲南福祉館②甲南中学校
地震・津波⇒津波予想3mまで：①甲南福祉館②甲南中学校
5～10m：甲南高校他津波避難ビル

6. 防災点検

定期的に建物、設備、計器等の点検をし、整備をする

7. 防災訓練・防災教育

- (1) 定期的に防災訓練を実施する。また、防災訓練に合わせて、災害種別毎の防災教育を実施する。マニュアルの概要や災害対策についての理解を深める。
- (2) かごしまiマップ(防災マップ)を携帯端末にダウンロードし、自宅の危険度の確認、避難の判断に役立てる。

8. 学生及び職員は災害時の対策として非常時持出品を準備し、学校内に保管する。

9. 関連施設、近隣の事業所との連携および協力体制の確認

災害時には地域で助け合って活動する。

10. 帰宅困難者対策

- (1) 大雨等で交通機関が停止する可能性をふまえ、学生は日頃から保護者との連絡、帰宅方法について対応を考えておく。特に市外から通学している学生は、帰宅困難な場合の緊急の宿泊先等を決めておく。

(2) 教職員は上記(1)について指導し、災害が発生しやすい時期にはその都度、学生に指導する。

【II】災害発生時の対応

1. 避難

災害の状況に応じて安全を確認したら退避場所に避難する。

2. 安否確認

情報の収集に努め、学生・職員の安否確認を迅速に行い、職員の役割分担と報告・指示系統の確認を行う。

3. 帰宅指示もしくは帰宅困難者の把握

学生・職員の安全を確認したら、速やかに帰宅指示もしくは帰宅困難者の把握を行う。

4. 帰宅困難者対策

災害等で帰宅できない学生・職員が多数発生した場合は、道路や交通機関の状況についての情報収集を行う。

5. 地震発生時

地震の発生時は情報収集に努め、混乱を防止し、火災等による被害を減少させることを念頭において、行動する。

<学内の場合>

1. 揺れている間は窓際を避け、机の下に身を伏せる。

(1) 転倒落下物に注意する。

(2) ドアの近くの学生はドアを開ける。

2. 揺れが治まったら情報収集、学生・職員への周知

3. 緊急避難場所（甲南福祉館）の確認

(1) 但し津波が予想される場合は、揺れが治まったら避難場所に直ちに移動する。

(2) 津波到着まで移動する時間がない場合は、校舎上階に避難する。

屋上解錠：職員室カウンター下 鍵BOXの中

4. 出火防止

学内演習で2階、3階のガス給湯器を使用している場合はガスのスイッチをオフにする。

5. 非常時持ち出し品の確認と搬出（可能な限り）

6. 学生・職員全員の安否確認

下敷きになったり、閉じ込められたりした人がいる場合、救急等に連絡し必要な措置を行う。

7. 帰宅準備

(1) 安全を確認し、帰宅可能な学生には帰宅を促す。

(2) 帰宅困難な場合は、学校から安全に避難場所まで移動可能になった時点で移動を促す。

<実習施設内の場合>

1. 揺れている間は窓際を避け、机の下に身を伏せる。

2. 揺れが治まったら、実習施設の緊急指示に従い、避難等を行う。

3. グループリーダーはグループメンバーの安否を確認し、担当教員または実習施設内看護師長もしくは臨地実習指導者に報告する。

<自宅の場合>

1. 自分の安全を確保したら、緊急連絡網を使い、被害状況、安否を学校もしくは学年担当教員に連絡する。

2. その後の対応については指示を待つ。

6. その他の災害発生時

地震発生時の対応に準じる。

7. 通学途中、学内における事故対応

- (1) 通学途中に事故にあった場合は、警察や病院等への連絡の後、可能な段階で速やかに学校に報告する。出校後事故報告書に詳細を記入する。
- (2) 学内において事故にあった場合は、すぐに教員に報告し、対応について指示を受ける。事故報告書を記載する。
- (3) 学校保険の対象になる事故の場合は、保険会社に手続きを行う為、学年担当及び事務長に報告する。

8. 実習中における事故対応

実習要綱に準ずる。

9. 台風、大雨、積雪などの交通機関の運行停止時の出校の取り扱い

* 災害発生レベルによる出校判断基準時間は以下のとおり

- (1) 午前6時時点で、警戒レベル3は安全に配慮しながら登校、2は平常どおり出校とする。
- (2) 午前6時時点で警戒レベル4で自宅待機が必要な場合は、午前は公欠扱いとする。
- (3) 午前11時時点で警戒レベル3以下になった場合、安全に登校可能と判断されれば、午後1：30より出校とする。
- (4) 午前11時を過ぎても警戒レベル4・5が継続され、安全な登校手段が確保されない場合は、午後も公欠扱いとする。

【災害警戒レベル】（令和3年5月20日改正）

内閣府 HP

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	災害発生 又は切迫  きんきゅうあんぜんかくほ ※1 緊急安全確保	災害発生情報 (発生を確認した時に発令)
～ 〈警戒レベル4までに必ず避難！〉 ～		
4	災害の おそれ高い  ひなんしじ ※2 避難指示	・避難指示（緊急） ・避難勧告
3	災害の おそれあり  こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	気象情報 悪化  大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今度気象状況 悪化のおそれ  早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル	取るべき行動	気象庁が発表	市町村が発令	学校の対応
警戒レベル5	命を守る最善の行動	大雨特別警報・氾濫発生情報	災害発生情報	全員自宅待機、避難
警戒レベル4	避難	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報	避難指示（緊急）	自宅待機、避難
警戒レベル3	高齢者等は避難 他の住民は準備	大雨警報、洪水警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難開始 他の住民は準備・避難	安全に配慮しながら可能なら登下校もしくは自宅待機
警戒レベル2	避難行動の確認	大雨警報	第1・2次防災体制	
警戒レベル1	災害への心構え	早期注意情報	連絡体制の確認	

変更届

年 月 日

久木田学園看護専門学校長 殿

第 学年 氏名 印
 生年月日 昭和・平成 年 月 日生

下記のとおり変更いたしますのでお届けします。

記

該当する番号を○で囲み、必要事項を記入して下さい(複数の変更可)	
1 本人住所変更	旧 〒
	新 〒
2 本人電話番号変更	旧
	新
3 保証人変更	旧 氏名 <small>ふりがな</small> 本人との続柄
	旧 生年月日
	新 氏名 <small>ふりがな</small> 本人との続柄
	新 生年月日
4 保証人住所変更	旧 〒
	新 〒
5 保証人電話番号変更	旧
	新
6 氏名変更	旧
	新

決裁欄

学校長	副学校長	教務主任	学年担当	事務長	事務

休学願

年 月 日

久木田学園看護専門学校長 殿

第 期生 学年 氏名 印
 保証人氏名 印
 保証人氏名 印

私は、下記の理由により休学したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

- 理由 年 月 日
- 休学期間 自 年 月 日 至 年 月 日
- 本人の住所(連絡先) 電話()

(病気の場合は、医師の診断書添付のこと。)

決裁欄

学校長	副学校長	教務主任	学年担当	事務長

復学願

久木田学園看護専門学校長 殿

第 期生 学年 氏名 年 月 日

保証人氏名 保証人氏名

私は、下記の理由により復学したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1. 理由
2. 復学希望日 年 月 日
3. 本人の住所（連絡先） 電話（ ）

(病気の場合は、医師の診断書添付のこと。)

決裁欄

学校長	副学校長	教務主任	学年担当	事務長

退学願

久木田学園看護専門学校長 殿

私は、このたびは、このため、貴校を退学したいので、ご許可くださるよう保証人連署のうえお願いいたします。

年 月 日

第 学年 氏名 年 月 日生

保証人住所 氏名

保証人住所 氏名

決裁欄

学校長	副学校長	教務主任	学年担当	事務長

転入学願

年 月 日

久木田学園看護専門学校長 殿

本人住所名 ㊟
 保証人住所名 ㊟
 保証人住所名 ㊟

このたび、下記のとおり転入学したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1. 転入学年月日 年 月 日
2. 在学名及び学年
3. 理由

決 裁 欄

学 校 長	副学校長	教務主任	学年担当	事 務 長	

転学願

年 月 日

久木田学園看護専門学校長 殿

第 学年 () 番
 氏 名 ㊟
 保証人住所名 ㊟
 保証人住所名 ㊟

このたび、下記のとおり転学したいので、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1. 転学年月日 年 月 日
2. 転学先
3. 理由

決 裁 欄

学 校 長	副学校長	教務主任	学年担当	事 務 長	

欠席・欠課、遅刻・早退届

	年	月	日	
第 学年				
氏 名	Ⓜ			
1. 教 科 名				
2. 期間及び日時	年 月 日	時 分	から	
	年 月 日	時 分	まで	
3. 理 由				

決 裁 欄

教務主任				
学年担当				

証 明 書 交 付 願

令和 年 月 日

久木田学園看護専門学校長 殿

1. 在校生
第 期生
氏名 _____
生年月日 昭和・平成 年 月 日生
2. 卒業生
平成・令和 年 卒業
氏名 _____
生年月日 昭和・平成 年 月 日生

下記のとおり証明書を交付くださるようお願いいたします。

記

証明書の種類 及び枚数 (○印のこと)	() 在 学 証 明 書 () 成 績 証 明 書 () 卒 業 見 込 証 明 書 () 健 康 診 断 書 () 出 席 証 明 書 () 卒 業 証 明 書 ()	通 通 通 通 通 通 通 通
使 用 目 的		

身分証明書発行願

年 月 日

久木田学園看護専門学校長 殿

第 学年 氏名 ㊟

下記のとおり学生証を再発行して下さるようお願いいたします。
なお、今後このようなことがないよう注意いたします。

記

1. 再発行を受ける理由（詳細に）

※汚損・破損した場合は現物を添えること。

決 裁 欄

学 校 長	副学校長	教務主任	学年担当	事 務 長

年 月 日

久木田学園看護専門学校長 殿

使用責任者
第 学年 氏 名 ㊟

施設(物品)使用許可願

_____を下記により使用したいので、ご許可くださる
ようお願いいたします。

日 時

場 所

人 員

目 的

その他参考事項

決 裁 欄

学 校 長	副学校長	教務主任	学年担当	事 務 長

破 損 届

年 月 日

久木田学園看護専門学校長 殿

第 学年
氏 名

印

品 名 _____
個 数 _____

・破損時の状況

・破損した理由

年 月 日

久木田学園看護専門学校長 殿

第 学年
責任者氏名

印

集会()許可願

このたび、下記の要領により集会()をしたいので、
計画書(別紙)をご検討のうえ、ご許可くださるようお願いいたします。

記

1. 目的
2. 場所
3. 日時
4. 参加人員及び氏名
5. 指導責任者
6. 顧問教職員名
7. その他

決 裁 欄

学 校 長	副学校長	教務主任	学年担当	事 務 長

決 裁 欄

学 校 長	副学校長	教務主任	学年担当	事 務 長

年 月 日

通 学 届

久木田学園看護専門学校長 殿

第 学年 氏名 ㊟

下記の住所より通学いたします。なお通学に際しては学生心得を守ることを
確約いたします。

1. 住所 記 電話 ()
2. 通学方法と通学所要時間
- ① 徒歩 分 ② 自転車 分 ③ 単車 分
- ④ 自動車 分 ⑤ 交通機関 ()
- 車種 (), ナンバー ()
- 交通機関の名称及び区間 ()
3. 住居付近見取図 (目標になるところから)

事 故 届

久木田学園看護専門学校長 殿 年 月 日

第 学年

氏 名 ㊟

年 月 日 曜日

時 刻 時 分

事故状況 (どのような状況下で事故が起こったのかわかるように、人物、場所等詳細に
記入し、また、どのように処理されたかについても報告のこと。)

決 裁 欄

学 校 長	副 学 校 長	教 務 主 任	学 年 担 当	事 務 長

アルバイト届		年 月 日
第 学年 氏 名		第 学年 氏 名
目 的		
期 間		
施 設 名		
住 所		
上記によりアルバイトをすることを承諾します。 年 月 日 保護者 氏 名 住 所		
上記のとおりお届けいたします。 平成 年 月 日 久木田学園看護専門学校長 殿		

決 裁 欄

学 校 長	副 学 校 長	教 務 主 任	学 年 担 当

ボランティア参加願		年 月 日
久木田学園看護専門学校長 殿		
第 学年 氏 名		第 学年 氏 名
期 日	年 月 日	
ボランティア名及び内容		

決 裁 欄

学 校 長	副 学 校 長	教 務 主 任	学 年 担 当

久木田学園看護専門学校 後援会会則

(名称及び所在地)

第1条 この会は久木田学園看護専門学校（以下本校と称する）後援会と称し、本校内におく。

(目的及び構成)

第2条 この会は本校教職員と保護者との教務上の連絡機関であると共に学生の資質向上に寄与し、更に会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 この会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 本校学生保護者
- (2) 準会員 本校教職員

(役員)

第4条 この会に次の役員をおき任期は1ヶ年として再任を妨げない。

(但し任期1ヶ年とは総会より総会までとする。)

- (1) 会長 1名（正会員の中より選出する）
- (2) 副会長 1名（正会員の中より選出する）
- (3) 理事 3名（各学年保護者より総会において1名宛選出する）
3名（本校教職員より互選する）
- (4) 会計 1名（本校教職員より会長が委嘱する）
- (5) 監事 3名（各学年保護者より総会において1名宛選出する）

(役員の仕事)

第5条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は会を統轄し会議を招集すると共に総会においてこれを司会する。
- (2) 副会長はこれを補佐し会長事故ある時は会長の業務を行う。
- (3) 役員は運営上の諸企画及び必要事項の立案を行う。
- (4) 会計は会計業務を行うと共に現金出納簿を備え会費の収支を明らかにする。
- (5) 監事は会計の監査を行う。

(会議)

第6条 総会は入学式及び卒業式当日に開催し、会則の変更、会長・理事・監事の選出及びその他必要事項の審議を行う。

2 役員会は理事・監事・会計をもって構成し、必要の都度会長がこれを召集し会の運営上の企画を行う。

(会費)

第7条 この会の運営に必要な経費は正会員の会費及び寄付金をもってこれにあてる。

(支出)

第8条 この会の目的達成のため次の経費につき支出する。

- (1) 学生の生活改善に必要な経費
- (2) 学生の資質向上に関する経費
- (3) その他役員会において必要と認める経費

附 則

この会は平成5年4月8日から発足し経費は4月から徴収する。

附 則

この会は平成10年4月14日から施行する。

久木田学園看護専門学校歌

Allegretto

1. お お は ら だ い ち し ず か な り て
 2. ひ む が し の そ ら あ い そ め て き
 3. み ど り に は え て う る わ し き

こ う じ ょ う の い よ く た だ よ い て
 あ お げ ば も ゆ る さ く ら じ ま り
 わ が ま な び や に ほ こ り あ り

は つ ら つ め い ろ う け ん こ う の
 ま ど べ に し た し た い し わ く
 そ の な も た か き ナ イ チ ン ゲ ー ル

わ れ ら が し め い ち か ら あ り
 や さ し き あ い の か ね は な る
 ひ か り あ お ぎ て は げ ま な む

く さ た が く え ん わ が ぼ こ う

久木田学園看護専門学校

校歌

一、大原台地静かなり

向上の意欲漂いて

はつらつ明朗健康の

我等が使命力あり

久木田学園我等が母校

二、東の空明け初めて

仰げば燃ゆる桜島

窓辺に親し大志湧く

やさしき愛の鐘は鳴る

久木田学園我等が母校

三、緑に映えて麗しき

我が学び舎に誇りあり

その名も高きナイチンゲール

光り仰ぎて励まなむ

久木田学園我等が母校